

見附市人権教育・啓発推進計画 (改訂版)

2017（平成 29）年 3 月 策定

2022（令和 4）年 3 月 改訂

見 附 市

はじめに

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別などを超えてすべての人に共通した一人ひとりに備わった権利です。すべての人々は、日本国憲法のもとに基本的人権が保障されており、どの人も平等であり、一人ひとりがかけがえのない存在です。

見附市においては、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指し、さまざまな取り組みを行ってまいりましたが、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、人権教育や人権に関する啓発を総合的に推進するための指針となる「見附市人権教育・啓発推進計画」を平成 29 年 3 月に策定し、これに基づき推進してまいりました。

しかしながら、わたしたちのまわりには、さまざまな分野において人権問題が存在しています。インターネット上での心ない書き込みなどによる人権侵害や、新たな問題として新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、憶測による誤った情報の拡散、性的少数者（L G B T）に対する差別や偏見など、さまざまな事象が社会問題化するなど、人権にかかわる問題は多様化・複雑化しています。

このような背景のもと、人権問題を取り巻く社会情勢の変化に対応することが求められており、すべての人々の人権が尊重され、豊かな社会を実現するには、市民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、自らの課題として主体的に取り組んでいくことが必要です。

このため、社会情勢の変化やそれに伴う人権問題に関する状況の変化や市民意識の変化を踏まえ、このたび「見附市人権教育・啓発推進計画」を改訂いたしました。今後は、この改訂計画に基づき、市民の皆様とともに、あらゆる場を通じて人権教育・啓発に一層理解を深め取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、この計画策定にあたり、活発な論議をいただき、貴重なご提言をいただきました「見附市人権教育・啓発推進計画策定委員会」の委員の皆様ならびに、ご協力をいただきました方々に厚くお礼申し上げます。

2022（令和 4 年）3 月

見附市長 稲 田 亮

目 次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 これまでの見附市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2章 市民意識調査結果等からみる現状と課題・・・・・・・・	6
1 市民意識調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2 課 題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進・・・・・・・・・・	15
1 学校等（保育園、幼稚園、すべての学校）における人権教育の推進	15
2 家庭・地域・職場や事業者における人権教育の推進	15
第4章 分野別人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1 女性の人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2 子どもの人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3 高齢者の人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
4 障がいのある人の人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	29
5 同和問題に関する人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	33
6 外国籍住民等の人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	39
7 感染症患者やハンセン病元患者等の人権施策の推進	43
8 インターネット上の人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	47
9 性的少数者等の人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	51
10 身元調査に関する人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	54
11 その他の人権施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
1 庁内推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
2 職員研修の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
3 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
4 計画の評価と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64

■資料編

第 1 章 計画の概要

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

国は、2000（平成 12）年、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下、人権教育・啓発推進法＜＊＞という。）を制定し、この第5条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

本市では、2016（平成 28）年 3 月、基本理念「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」を掲げた「第 5 次見附市総合計画」を策定しました。その基本構想の中で「だれもがいきいきと暮らせるまち」の実現を目指しております。

その中で、市民一人ひとりが自らの課題として、人権尊重の理念を深め、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組み、「人権が尊重されるまち みつけ」が実現されるように 2017（平成 29）年 3 月に「見附市人権教育・啓発推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定し、各種施策を行っていました。

その間、市では、2016（平成 28）年 3 月に策定した「第 5 次見附市総合計画」について、2021（令和 3）年 3 月に改訂し、現在は、「第 5 次見附市総合計画 後期基本計画」に基づき各種施策を推進してきました。

この推進計画について、計画策定から 5 年が経過したことにより、さまざまな分野の人権課題に関する法整備が進む一方で、依然として差別や偏見、いじめなどの人権問題が発生など新たな人権問題が発生してきております。このような状況を踏まえ、人権問題を取り巻く環境は、様々な社会情勢や経済情勢、国際情勢等により常に変化していることから、それに対応するために見直しを行い、さらなる人権教育及び人権啓発に係る施策を進めていくために、推進計画を改定するものです。

＊人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に、2000（平成 12）年 12 月 6 日に施行されました。

(2) 計画の性格

- ① 本市における人権教育と人権啓発の施策を総合的に進めるための指針であり、各種個別計画や施策の基本となる計画です。
- ② 市民との協働及び国、県、関係市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。

(3) 計画の期間

計画の期間は、2022（令和 4）年度から 2027（令和 8）年度までの 5 年間とします。

なお、人権問題を取り巻く環境は、様々な社会情勢や経済情勢、国際情勢等により常に変化していることから、最終年にあたる 2027（令和 8）年度に見直しを行う予定です。また、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

2 策定の背景

(1) 国際的動向

1948（昭和 23）年、「人類社会すべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とうたった「世界人権宣言」が国際連合の総会において採択されました。

1966（昭和 41）年には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効されました。

以降も、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人権差別撤廃条約」等多くの人権条約が採択され発効されてきました。

1994（平成 6）年の国連総会においては、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。その後、これら取り組みを更に進めるため、2004（平成 16）年の国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

また、2006（平成 18）年には、障がい者の権利を保障する「障害者権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪条約」が採択され発効しました。

さらに、2011（平成 23）年には、国連総会において、すべての人が人権と基本的自由について知り、情報を求め、手に入れる権利を有し、人権教育と研修へのアクセスを有するべきであるとする「人権教育と研修に関する国連宣言」が採択されました。

2015（平成 27）年に開催された「国連持続可能な開発サミット」を経て、持続可能な開発のための世界全体での目標、SDGs（Sustainable Development Goals）の達成に向けた実践が世界中で進められています。

一方で、2019（令和元）年から世界中に広まり、大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、これまで経験したことのない社会経済情勢の変化をもたらし、これをきっかけとする人権問題や新たな問題も起きています。このような人権をめぐる大きな変化のなかで、お互いの人権を尊重することの重要性が改めて認識されており、人権教育や啓発の必要性が高まっています。

(2) 国・県の動向

我が国においては、1946（昭和 21）年に「基本的人権の尊重」をうたった「日本国憲法」が公布されました。

我が国固有の同和問題への取り組みは、戦後本格的に行われるようになり、「同和対

策審議会答申」を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

1995（平成 7）年は、「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、1996（平成 8）年に「人権擁護施策推進法」が制定され、「人権擁護推進審議会」が設置されました。

2000（平成 12）年には「人権教育・啓発推進法」が施行され、更に、2002（平成 14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を展開しています。

また、課題別の人権施策については、近年、それぞれの個別法や計画の整備が進められています。2016（平成 28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の人権に関する 3 つの法律が施行されました。

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、1978（昭和 53）年に「同和教育基本方針」を策定しています。

その後、「人権教育・啓発推進法」が施行されたことに伴い、2004（平成 16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」、2010（平成 22）年には「新潟県人権教育基本方針」を策定され、2020（令和 2）年には「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が改訂され、さらに、2021（令和 3）年に 2 次改訂が行われ、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図っています。

3 これまでの見附市の取組

本市では、「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」の基本理念のもと、だれもがお互いを尊重し、支え合っていける共生社会をつくりあげ、いきいきと暮らせるまちづくりに努め、人権擁護委員等と連携しながら子どもから高齢者まであらゆる世代に対する人権啓発や人権教育に関する取り組みを進めているところです。

子育てや福祉分野では、「見附市子ども・子育て支援事業計画」、「見附市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「見附市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等を策定し、計画に基づき、子どもや高齢者、障がいがある人もだれもがいきいきと暮らせるまちづくりを進めているところです。

学校教育では、教職員一人ひとりが人権感覚を磨き、指導力を高めるため人権、同和教育に関する研修を実施し、子どもたちの人権感覚を豊かにする教育を進めてきました。

また、男女共同参画社会の実現に向けて「見附市男女共同参画計画」を策定し、「男女がいきいき、共に輝くまち」を目指した様々な取り組みを進めてきました。

しかし、2021（令和 3）年 10 月に実施した市民意識調査の結果を見ても、「人権や差

別の問題に関心がある、少し関心がある」と回答した割合は 7 割あるものの、2 割は「関心がない、あまり関心がない」との回答でした。また、「基本的人権が守られているか」の問に対しては、6 割の方が、「守られている、だいたい守られている」としていますが、2 割強は、「守られていない、あまり守られていない」としてしています。さらに、「今まで自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか」との問いに対しては、3 割の方が「ある」と回答している状況です。

これまで、2017（平成 29）年 3 月に策定した「見附市人権教育・啓発推進計画」に基づき人権に関する各種施策を進めてきましたが、市民の人権に対する意識は十分とはいえません。

そこで、市として、人権教育・啓発を更に進めることや推進計画策定より 5 年経過することから、新たな人権問題に対応するため、「見附市人権教育・啓発推進計画」を改訂します。

4 計画の位置付け

第5次見附市総合計画

まちづくりの基本理念：「住みたい 行きたい 帰りたい やさしい絆のまち みつけ」

都市の将来像：「スマートウェルネスみつけ」（健幸=ウェルネス）

人々が健康で生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を送れる状態を「健幸=ウェルネス」と呼びます。

【基本目標】 1. 人と自然が共生し健やかに暮らせるまちづくり

【基本施策】 (2) だれもがいきいきと暮らせるまちを目指します

【主要施策】 ⑤人権意識の向上を図ります

すべての市民が人権問題を自らの課題として捉えられるよう、人権に関する正しい理解と認識を高めるための意識啓発が必要です。

市民一人ひとりが自らの課題として、人権尊重の理念を深め、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるように人権啓発活動の推進や人権教育を進めます。

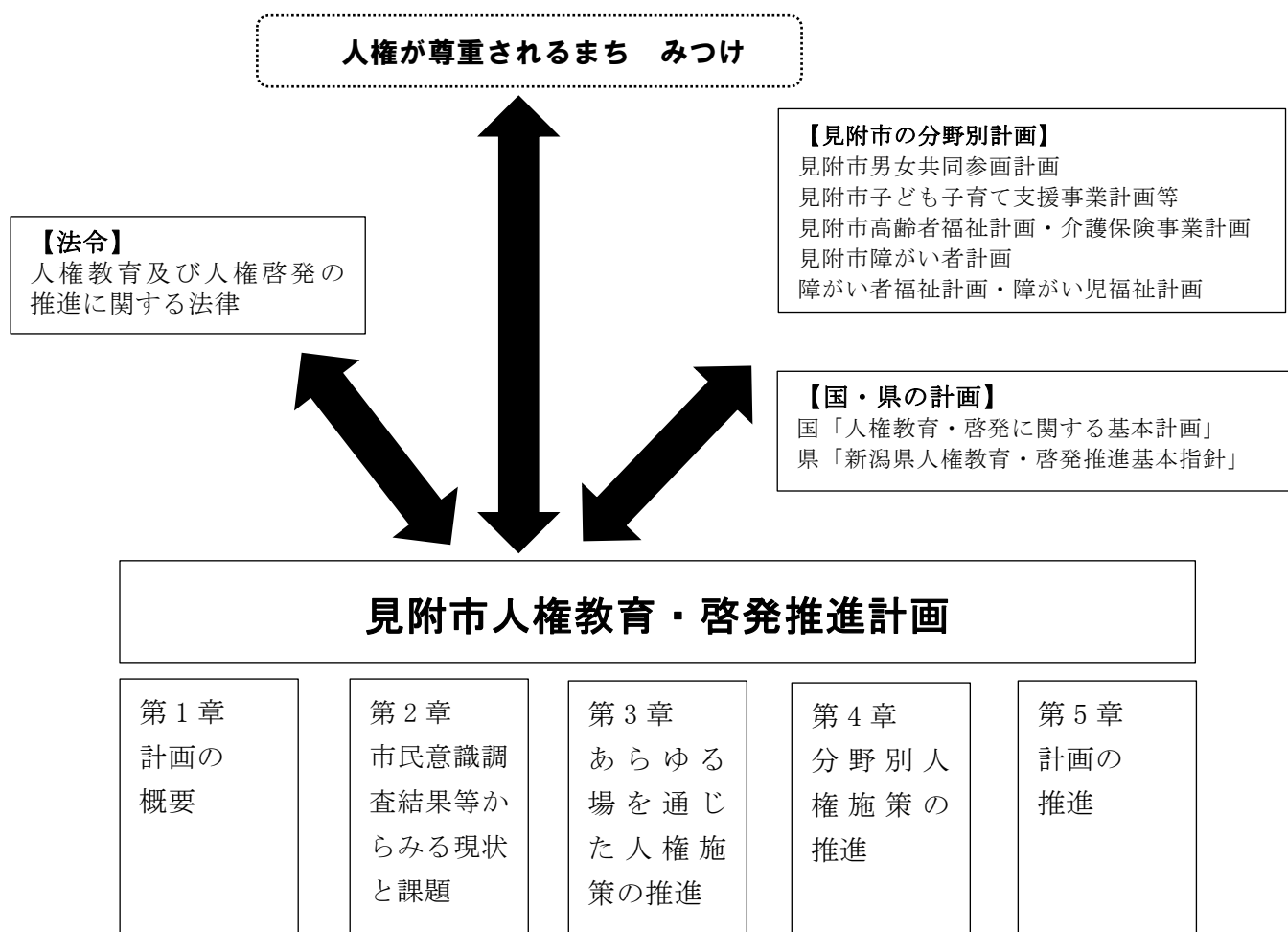
第5次見附市総合計画（見附市教育大綱）

【基本目標】 4. 人が育ち交流するまちづくり

【基本施策】 (2) たくましく生きていく力を育成する

【主要施策】 ② 豊かな人間性と社会の育成を図ります

・・・子どもの人権感覚を豊かにし、自他の人権を守る行動力を育てるための人権教育を推進するとともに、生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見、即時対応等の、一人ひとりの子どもに寄り添ったきめ細かい取り組みを行います。



第2章 市民意識調査結果等からみる現状と課題

1 市民意識調査の結果

本市では、人権が尊重される社会の形成をめざし、人権に関する施策を効果的に実施するための基礎資料として、2021（令和3）年10月に「人権に関する市民意識調査」を実施しました。

情報化の急速な進展や各人の価値観、生き方の多種多様化に伴い、人権に関する課題は多岐にわたり、複雑化しています。全国的にみても、子どもや高齢者、障がい者への虐待、いじめ、セクシャル・ハラスメント、LGBT（性的少数者）、インターネット上での差別等の人権侵害は後を絶ちません。また、家族や地域、職場等においては、つながりや支え合いが希薄になっているのも問題となっています。

調査においては、人権にかかわる実態を調べるとともに、人権に関する課題に関する意識や意見の把握にも努めました。

調査結果を基に、今後の効果的な人権施策についての検討を行い、様々な人権に関する課題の解決に向けて努めていきます。

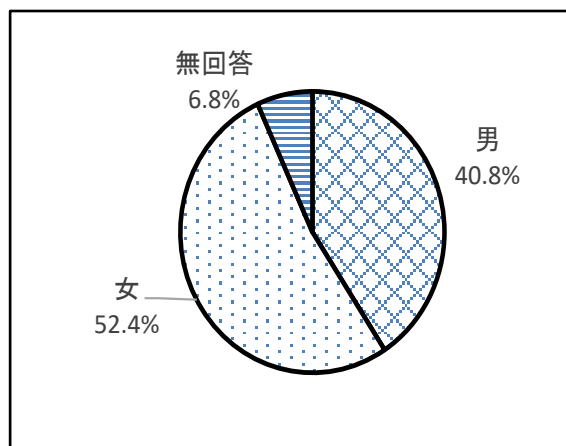
調査の概要は次のとおりです。

- * 調査地域：見附市全域
- * 調査対象者：18歳以上の市民
- * 標本数：1,000人
- * 抽出方法：電子計算機マスターファイルからの無作為抽出
- * 調査方法：郵送法（調査票の配付、回収とも）
- * 調査時期：2021（令和3）年10月期
- * 有効回収数・有効回収率：有効回収数＝395件、有効回収率＝39.5%
- * 調査結果の詳細は(HP)に掲載しています

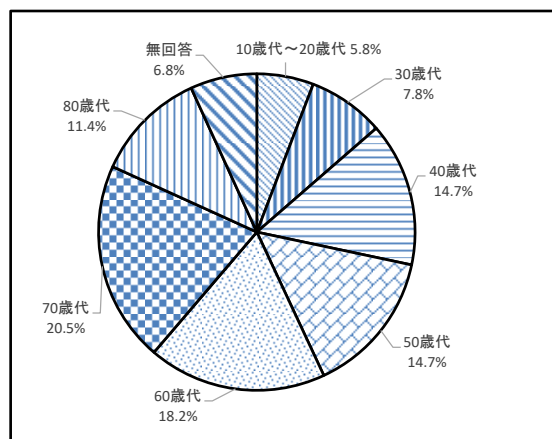
<https://www.city.mitsuke.niigata.jp/15579.htm>

なお、調査回答者の性別・年齢別の構成は次のとおりです

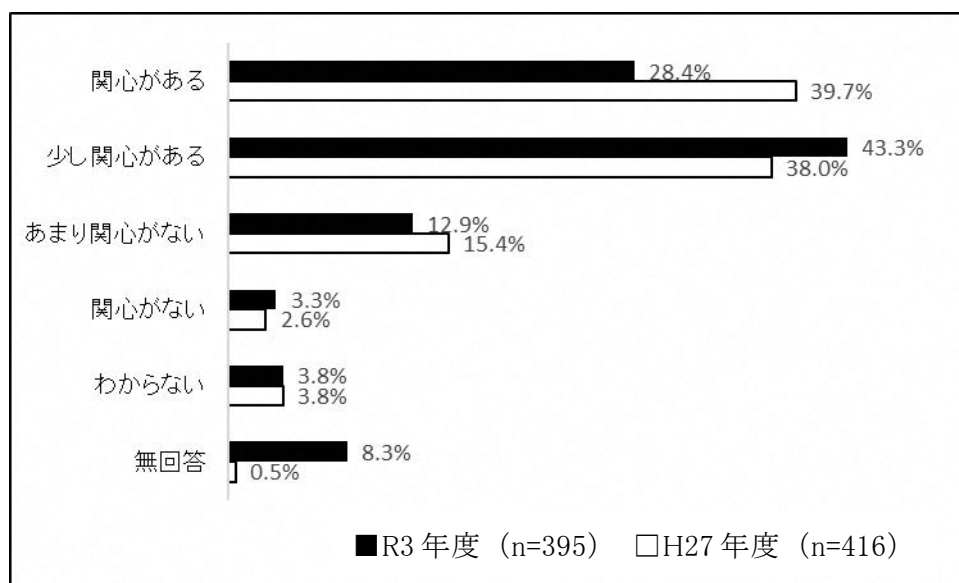
【性別】



【年齢別】



(1) 人権や差別の問題への関心について

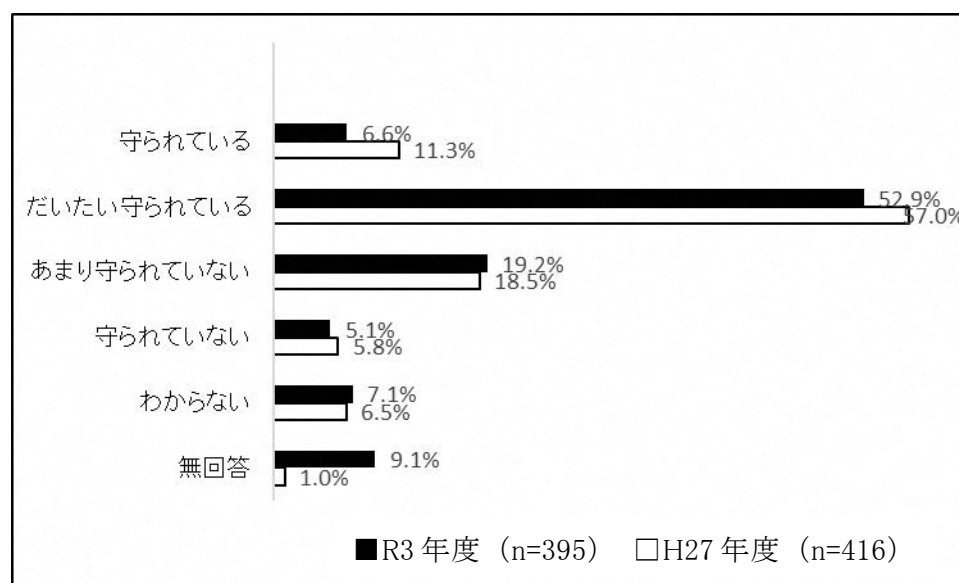


「関心がある」(28.4%)と「少し関心がある」(43.3%)を合わせた 7 割は、人権や差別に『関心がある』としています。

一方で、「関心がない」(3.3%)と「あまり関心がない」(12.9%)を合わせた『関心がない』とする人は 2 割弱となっています。

2 割強の「関心がない人」、「わからない」、「無回答」と回答した人を含め、市民一人ひとりまで届くように人権や差別の問題への関心を高める啓発を行うとともに、同時にこれから問題への理解を深めていくことも重要となります。

(2) 基本的人権の順守について

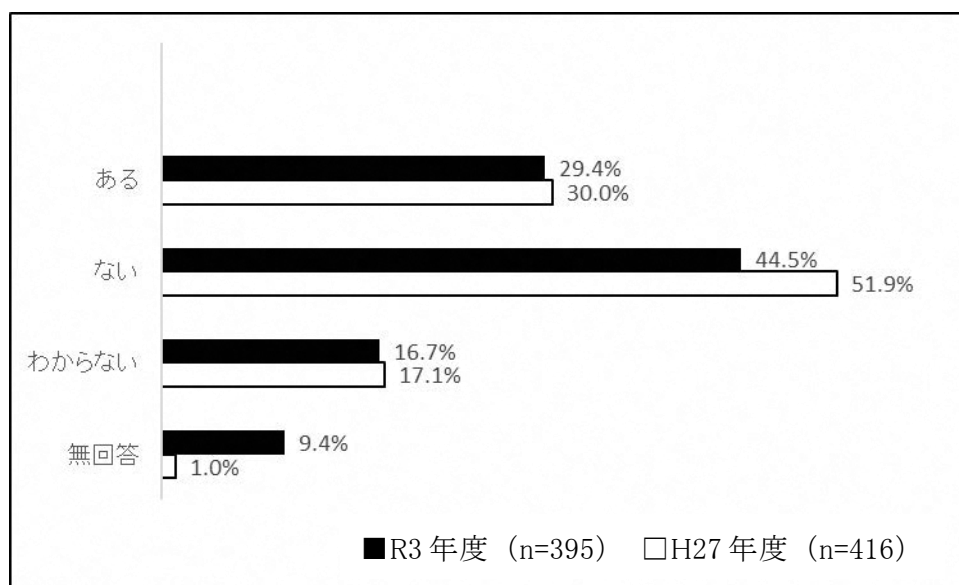


「守られている」(6.6%)と「だいたい守られている」(52.9%)を合わせた6割が基本的人権は『守られている』としています。

一方で、「守られていない」(5.1%)と「あまり守られていない」(19.2%)を合わせた『守られていない』とする人も全体の4分の1程度いることに留意が必要です。

幼少期より人権尊重の意識が芽生えるよう、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域、行政等のあらゆる場の連携によって、確かな人権感覚を育むことが重要となります。

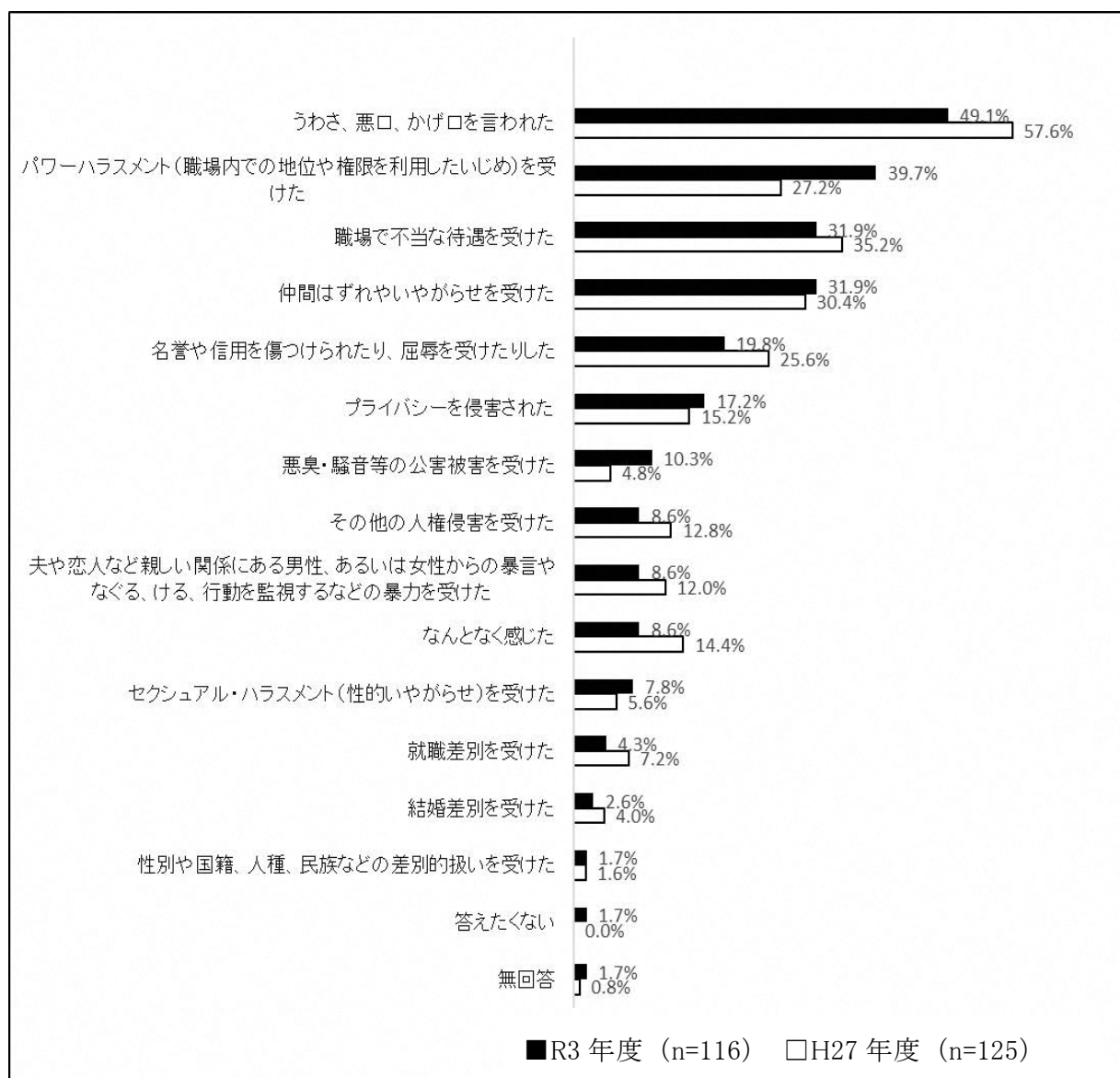
(3) 人権侵害を感じた経験について



「ある」(29.4%)は3割、「ない」(44.5%)が4割強を占めます。

誰もがお互いに個性や人格、生き方を尊重し合いながら共生する社会を目指し、市民一人ひとりが確かな人権感覚を身に付けていくことが求められています。

(4) 人権侵害を感じた場面について

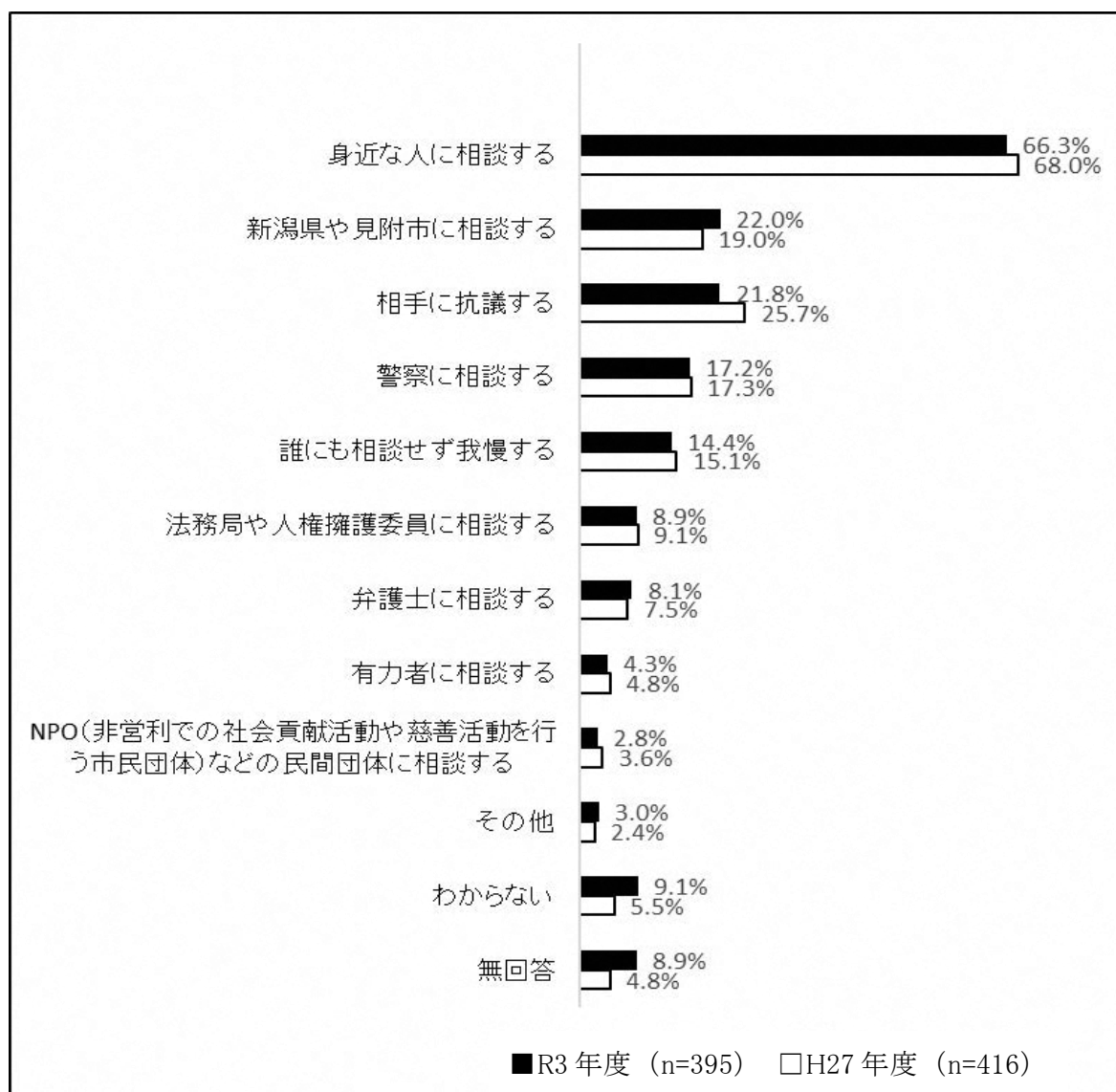


人権侵害を感じたことが「ある」と回答した方にその場面を聞いたところ、「うわさ、悪口、かげ口を言われた」(49.1%)が最も高くなっています。次いで「パワーハラスメント(職場内での地位や権限を利用したいじめ)を受けた」(39.7%)や「仲間はずれやいやがらせを受けた」(31.9%)、「職場で不当な待遇を受けた」(31.9%)が3割台となっています。

前回調査と比較すると、「うわさ・悪口、かげ口を言われた」が大きく減少しましたが、「パワーハラスメント(職場内での地位や権限を利用したいじめ)を受けた」、「悪臭・騒音等の公害被害を受けた」が大きく増加しました。

人権侵害はあらゆる場面で発生しており、侵害の軽重を問わず、それぞれの人権侵害への対応が求められています。

(5)人権侵害を受けた際の対応法について

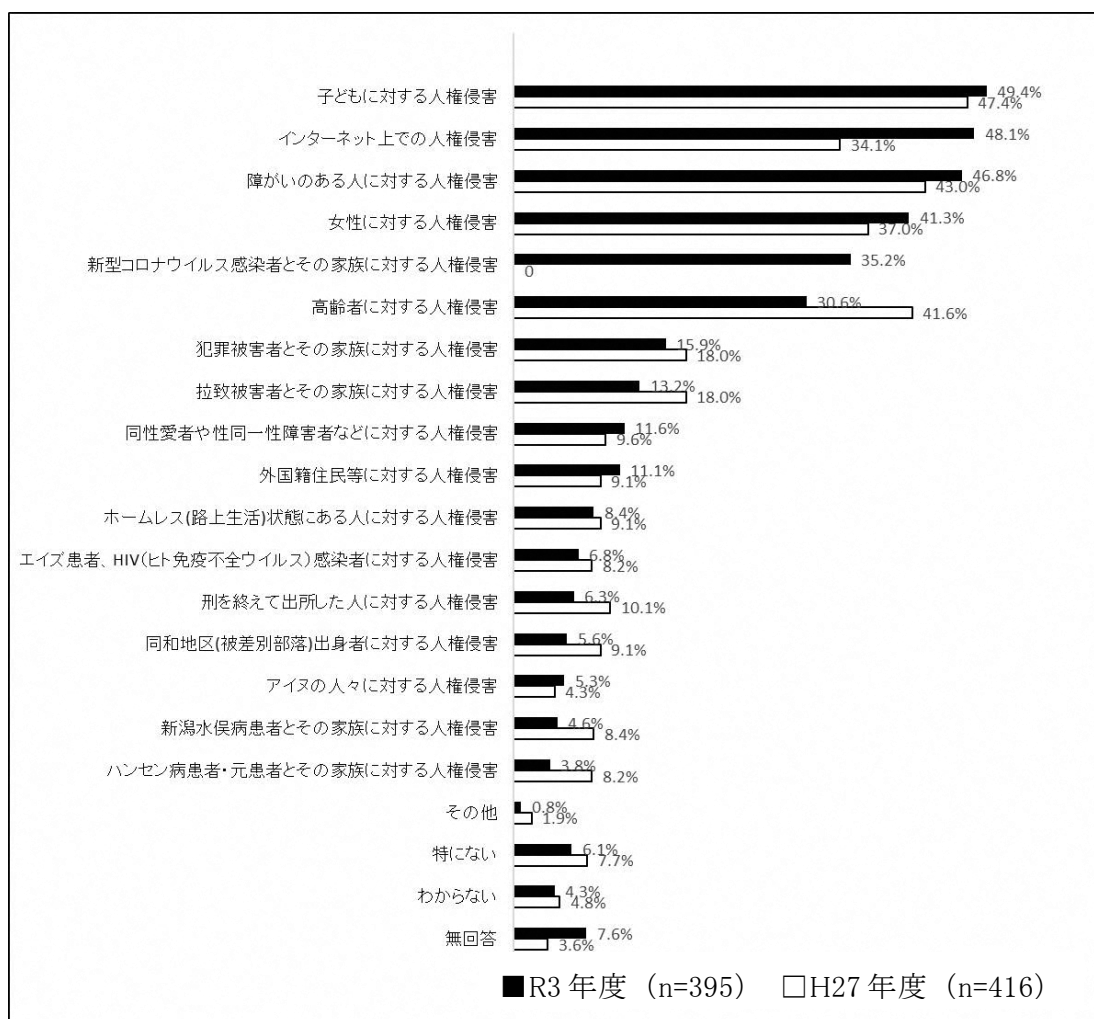


「身近な人に相談する」(66.3%)が最も高くなっています。次いで、「新潟県や見附市に相談する」(22.0%)、「相手に抗議する」(21.8%)が2割台、「警察に相談する」(17.2%)、「誰にも相談せず我慢する」(14.4%)が1割台で続いています。

前回調査と比較すると、「新潟県や見附市に相談する」が増加しているものの、「わからない」も同様に増加していることから、相談窓口の周知に課題が残る結果となりました。

前回調査と同様に、身近な人への相談が多数で、公的機関への相談のしづらさと相談窓口の周知不足が結果から伺えました。公的機関等へも気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携強化が求められています。

(6)関心のある人権について



「子どもに対する人権侵害」(49.4%)が最も高くなっています。次いで、「インターネット上での人権侵害」(48.1%)「障がいのある人に対する人権侵害」(46.8%)、「女性に対する人権侵害」(41.3%)が 4 割台、「新型コロナウイルス感染症とその家族に対する人権侵害」(35.2%)、「高齢者に対する人権侵害」(30.6%)、が 3 割台で続いています。

前回調査と比較すると、前回 3 番目であった「高齢者に対する人権侵害」が大きく減少し 6 番目となり、前回 5 番目であった「インターネット上での人権侵害」が大きく増加し 2 番目になりました。また、新たな項目である「新型コロナウイルス感染症とその家族に対する人権侵害」が 35.2%で、「高齢者に対する人権侵害」の 30.6%を超える関心があることがわかりました。

幅広い人権分野へ関心が寄せられていますが、特に、子どもや障がいのある人、新型コロナウイルス感染者、インターネット上での人権へ関心が多く寄せられています。

今後も、教育・啓発活動を通して幅広い人権への関心を高めつつ、各々の人権分野で求められている解決方策を着実に推進することが肝要です。

2 課 題

(1) 様々な人権問題における個別の課題

今回の市民意識調査等から、様々な人権問題に対する市民の考え方を分析した結果については、以下のとおりです。

女性の人権については、前回調査と同様に、男女の固定的な役割分担意識や職場等における男女格差がいまだに根強くあることに加え、近年の女性の社会進出により、職場や地域、学校などでセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を受けるといった項目が問題点の上位にあがるなど、自らの能力を高めようとしている女性の生き方を阻害しかねない現状があります。これら価値観や格差を払拭し、今後も男女共同参画という意識を啓発していく必要があります。また、一方では、少子高齢化などで急激に変化する社会への適応や、とりわけ育児や介護については、男女がともに家庭での責任を果たし、家庭生活と他活動との両立を図ることができるような社会環境の整備も引き続き重要視されてきています。

子どもの人権については、いじめや虐待を問題視する人が特に多く、核家族や希薄な近所づきあいなどにより、子どもに対する暴言や暴力などをしてしまうという問題が見られ、子育てしやすい環境の整備や子どもの安全の確保、支援制度の充実等、健やかな子どもの育成を見据えた施策の展開が重要です。また、保育園、幼稚園、認定こども園、学校における人権教育を進めることが不可欠であり、人権侵害から子どもを守り、子どもの人権を尊重していく、「人権が尊重されるまち みつけ」を推進していくことが求められていることから、家庭、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、関係機関が連携を密にしていくことが重要です。

高齢者の人権については、経済的自立の困難さを問題視している方が多い状況です。また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加から、悪徳商法の被害にあうなど、新たな問題も出てきています。今後も高齢者の割合は増加が見込まれます。高齢者が自立した生活を送ることができるように、本人の意思や希望を尊重しつつ、様々な人と支え合いの関係を築いていくことが大切なため、取り組みを更に推し進める必要があります。

障がいのある人の人権については、前回多かった就労機会の少なさについては、障がい者雇用の推進や関係機関との連携により、就労促進や支援体制の整備が進んできたことから解消に向かっている状況が見られました。しかし、障がいのある人自身に向けられる偏見や差別を感じている人も多数いるため、今後も、障がいのある人との交流の場を増やしていき、障がいのある人の社会参加を促すとともに市民一人ひとりの理解と認識を深め、偏見や差別意識を改善していくことが重要です。

同和問題については、前回調査と比較して減少してはいますが、44.6%が「知らない」

としています。同和問題を知っている人の意識としては、「人権にかかわる問題だから、自分も含め社会全体で解決に取り組むべきだと思う」が63.4%で、約6割の人が同和問題に関心を持っているものの、「そっとしておけば自然になくなると思う」が8.0%となっており、「自分とは直接関係のない」や「成り行きに任せるより仕方がない」、「誰かしかるべき人が解決してくれる」、「わからない」を合わせると34.9%となります。これは、『同和問題はそのまま放置しておけば社会進化に伴い、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない』としている同和对策審議会答申の指摘ですが、すでに57年が過ぎようとしている中で、もう一度きちんと捉えることが重要であり、その強化が必要です。

外国籍住民等の人権については、前回調査と同様に、外国語に対応できる行政窓口や施設等の少なさが特に問題視されています。今後、本市においても外国籍住民等の増加は予想され、外国籍住民等にかかわる人権が更に身近な問題となってくると考えられます。背景には、人種や民族、言語、宗教、生活習慣等への理解不足による偏見や差別意識が根底にあり、このような偏見、差別意識をなくす啓発・教育を行っていく必要があります。

感染症患者やハンセン病元患者等の人権については、正しく理解されていないことが問題視されています。特に、新型コロナウイルス感染症患者やその家族に対して、直接的な誹謗中傷だけでなく、インターネット上における匿名掲示板などを利用した誹謗中傷や嫌がらせの書き込みなどが問題となっており、後を絶たない状況となっています。その他にも、新型コロナウイルス患者を治療している医療関係者など支援者側の人に対しても同様の誹謗中傷などが問題となっている状況です。また、新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の感染症患者やハンセン病元患者等が差別を受ける事態も見受けられます。感染に関する正確な知識を深め、感染症患者やハンセン病元患者等の人権を損なうことがないように人権教育・啓発を早急に、かつ強化しなければなりません。

インターネット上の人権については、前回調査時と同様に、誹謗中傷や差別的表現の掲載を筆頭に仲間はずれの間となまっていること、犯罪を誘発すること等、情報化社会となったことで新たに発生した人権侵害が氾濫しています。また、ネット上では意図的あるいは嘘や間違いを拡散している書き込みがあったり、その書き込みが正しいとそのまま受け入れてしまう人がいるなど多くの問題を孕んでいます。急速な情報化の進展が社会にもたらす多大な影響を考え、人権尊重の視点から情報の取り扱いにおけるモラルについて正しい理解が得られるように、家庭や地域、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、職場等様々な場において情報化社会における人権に関する学習

や啓発を推進することが大切です。

性的少数者（LGBT）の人権については、今回、意識調査の項目として新たに設けましたが、言葉も意味も知っている人が5割、言葉も意味も知らない人と言葉は知っているが意味がわからないという人が5割と両極端に分かれてる状況です。また、周りに性的少数者（LGBT）がいない、わからないという人が8割強という状況もあり、今後は正しい理解を深めていけるよう性的少数者（LGBT）の人の人権について啓発していくことが大切です。

このように、様々な人権問題が存在している背景としては、人権尊重の理念が一人ひとりに十分浸透していない、因習や慣習にとらわれる意識がある、等が考えられます。このため、それぞれの人権問題の本質を正しく理解することで、市民一人ひとりが日常生活において態度や行動に表わすことができるよう、今後も引き続きより一層の人権教育と人権啓発の推進を図って行くことが求められています。

（2）重要な課題

少子化や高齢化、情報化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、人権課題も多岐にわたり、複雑化しています。虐待、いじめ、セクハラ、インターネット上の差別事件等の人権侵害は後を絶ちません。中でも重要な課題とされている、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国籍住民等、感染症患者やハンセン病元患者等、インターネット等、性的少数者に関する人権問題については、これまでも各分野別の計画等を基に、その解決に取り組んできたところです。今後とも、各課題の社会的な背景や、これまでの取組の成果や反省等を踏まえるとともに、人権問題が多岐化、多様化する傾向にあることから、必要に応じて関係機関等と十分な連携を図り、人権教育・啓発を推進します。

第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

人権教育・啓発には、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根つき、人々が様々な人権問題に対する知識を身につけ、人権の大切さについて共通の認識を育て、生活を高めるといった目的があります。

そのために人権問題の実態を理解し、あらゆる差別を解消するための市民意識の育成や人権問題に関する差別に繋がる様々な環境の克服を目指すことが必要です。学校等においては、人権教育を単なる知識理解に留まらず、人の痛みを理解し、人権を大切にしていけるように、教育・啓発を推進します。

また、家庭・職場・地域においては、実態や関心に応じて教育・啓発を進め、日常生活における人権問題に気づき、行動に移すことができるよう、実効ある学習機会の提供に努めます。

1 学校等（保育園、幼稚園、認定こども園、学校）における人権教育の推進

- 教職員等の人権感覚を育て、各自の資質の向上を図るために研修や講座の機会、内容の充実に努めます。
- 子どもが自ら人権の大切さに気づくことができるよう、学校等において連携を深め、発達段階に応じた取り組み、学校等において一貫した教育になるよう努めます。
- 保護者懇談会や授業参観、PTA活動等において保護者の人権意識をより一層高める内容の充実に努めます。
- 家庭・地域及び関係機関との連携を深め、より効果的な人権教育・啓発に努めます。

2 家庭・地域・職場や事業者における人権教育の推進

(1) 家庭

- ドメスティック・バイオレンス^{*}や高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等が生じないように、家庭の孤立を防ぐよう、相談・支援体制の充実に努めます。
- 子どもの健やかな成長のために、しつけの方法等、家庭教育の充実に向けての啓発活動に努めます。
- 身近な人権問題を克服するために、様々な人権学習や人権講演会等の機会への積極的な参加や周知に努めます。

(2) 地域

- 地域コミュニティ組織等と連携しながら子どもと高齢者等、世代間の交流や体験活動を通してお互いの人権問題への理解を深めるように努めます。
- 公民館等において、人権課題への理解が得られる各種講座の開催に努めます。
- 家庭と地域の教育力を高めるため、人権に関する学習機会の提供や地域間、ある

いは地域と家庭との連携強化等に努めます。

(3) 職場や事業者

- 人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件等の就労環境の整備、個人情報 の適正な管理等、社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、関係機関と連携しながら事業者を対象とした人権研修の充実の支援に努めます。
- 採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、事業者内での人権啓発推進組織の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、情報提供等の支援に努めます。
- 社会的に事業者の果たす役割や責任、影響が大きいことから、事業者において適切な人権に配慮した施策が推進されるよう、支援に努めます。

(4) 相談・支援の推進

- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが健康で生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな人権侵害に関わる事案を早期に解決するため、関係機関等と連携を図りながら、相談・支援の推進に取り組めます。

※ドメスティック・バイオレンス … 配偶者等間で起こる家庭内暴力のこと。

第4章 分野別人権施策の推進

これまで本市では、各種計画を踏まえ、人権尊重の視点に立った社会の形成に向けた施策を進めてきました。しかしながら、本計画の策定に先立って実施した市民意識調査や昨今の情勢から様々な課題もみえてきています。本章では人権分野ごとの市民意識調査の結果を併記し、「現状と課題」を明らかにするとともに「今後の方針・取組」により施策を推進していきます。

1 女性の人権施策の推進

(1) 現状と課題

本市では、2017（平成29）年3月に第4次見附市男女共同参画計画を策定し、各種施策を推進してきたところです。現在、第4次見附市男女共同参画計画の最終年となつていすので、2022（令和4）年からの第5次見附市男女共同参画計画の策定作業を行っているところです。

男女共同参画計画に基づき、個人の人権が尊重され、性別にとらわれず、男女が平等に社会のあらゆる分野において共に参画し、多様な生き方を認め合い、共に活躍できる男女共同参画社会を実現するため、講演会の開催等、様々な市民への啓発活動を実施してきました。

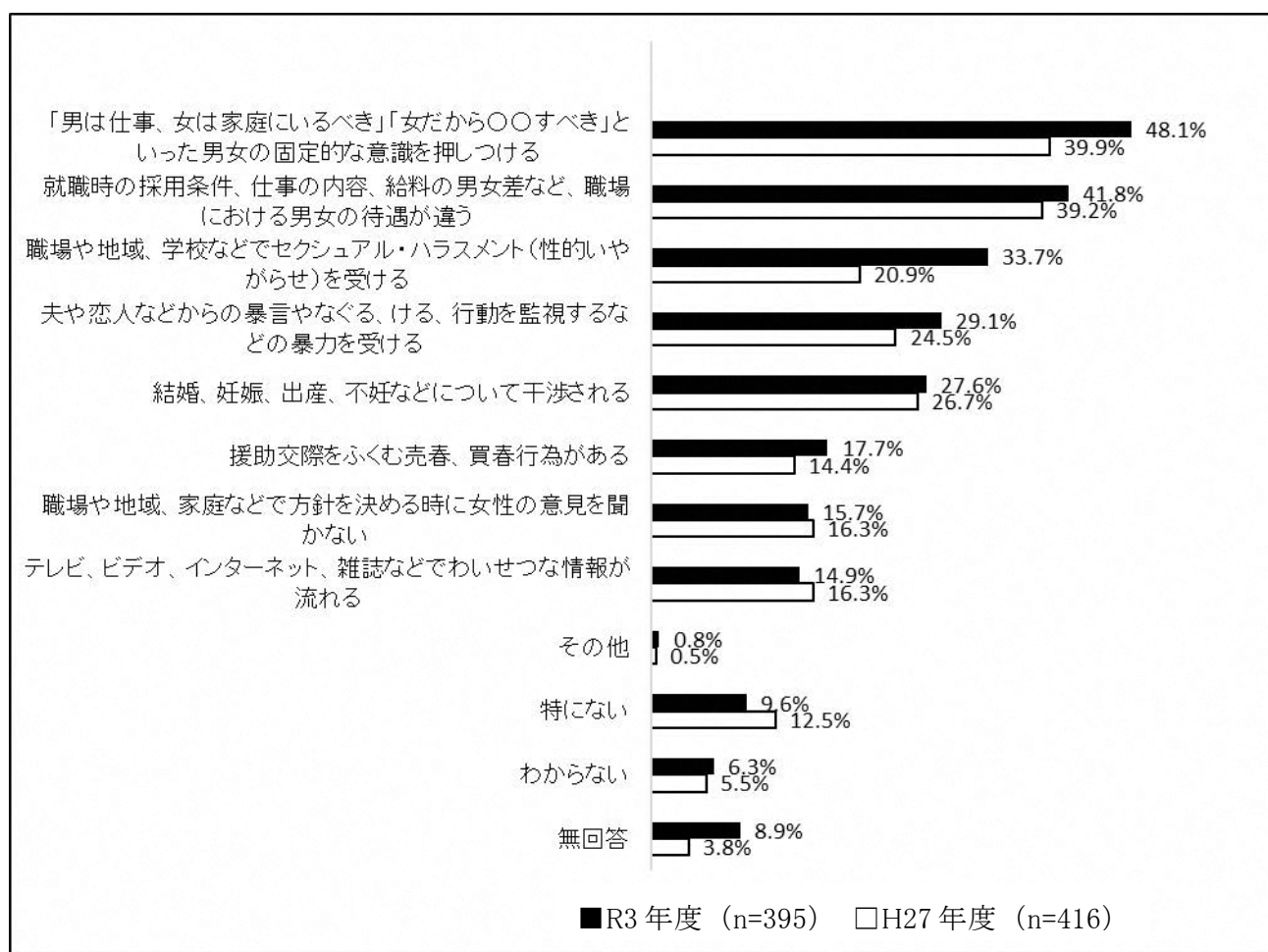
しかしながら、男女の固定的な役割分担意識は依然として残っており、その解消のために、広報や啓発活動、学習機会の提供を継続して行うことが必要です。また、ドメスティック・バイオレンス等の問題も課題となっており、あらゆる暴力を根絶するために、被害者を救済するための相談体制の充実が必要と考えられます。

次に、政策、方針決定の場等への女性参画は、少しずつ拡大してきてはいるものの、今後も継続して女性の参画拡大を図る必要があります。また、雇用の分野での男女の均等な機会の待遇と確保等を図る法整備は進んではいるものの、実際には依然として、男女の待遇が違う等男女間の格差があることが課題となっており、男女が共に働きやすいまちづくりを推進することが必要と考えられます。

本市では、少子化が進んでおり、女性が安心して子どもを産み、育てることができる環境をより一層整備することも重要で、今後も子育て支援体制の充実を図る必要があります。また、家庭や地域において男女の役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの多様な個性や能力、生き方を尊重し、責任を分かち合う家庭や地域づくりが求められています。

以上のように、女性の社会参画が十分に行われるよう男女共同参画の視点に立って社会環境や慣習、制度を見直し、女性に対する人権侵害の発生防止に向けた施策を推進していくことが求められています。

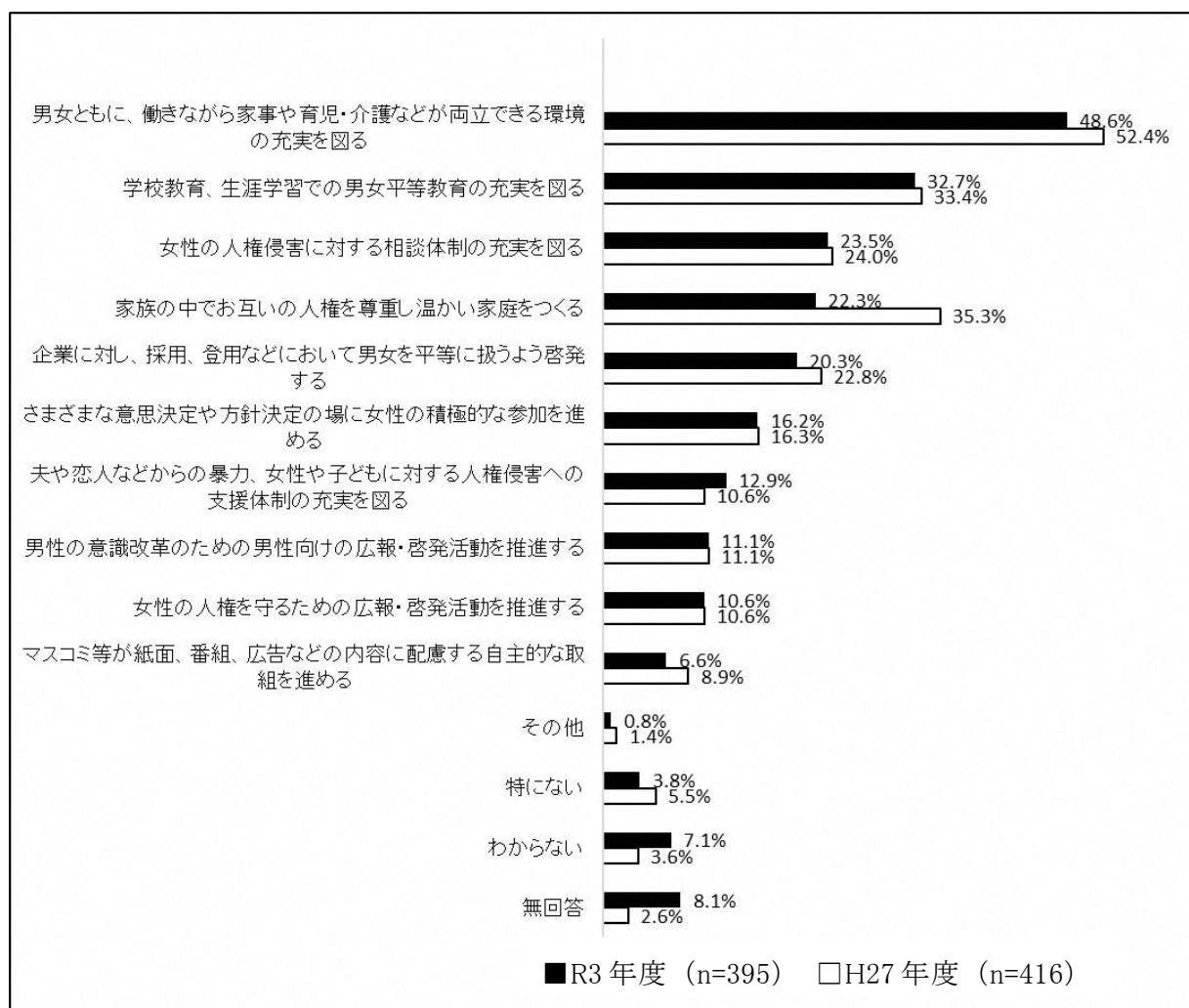
市民意識調査結果：女性の人権に関する問題点について



「男女の固定的な意識を押しつける」(48.1%)が最も高くなっています。次いで、「職場における男女の待遇が違う」(41.8%)が4割台、「職場や地域、学校などでセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を受ける」(33.7%)が3割台で続きます。

前回調査と比較すると、「職場や地域、学校などでセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)を受ける」、「男女の固定的な意識を押しつける」、「夫や恋人などからの暴力やなぐる、ける、行動を監視するなどの暴力を受ける」が大きく増加しました。また、大きく減少した項目がなかったことから、今後解決しなければならない女性の人権に関する人権問題がまだ多くあることがわかりました。

市民意識調査結果：女性の人権を守るために必要なことについて



「男女ともに、働きながら家事や育児・介護などが両立できる環境の充実を図る」（48.6％）が最も高くなっています。次いで、「学校教育、生涯学習での男女平等教育の充実を図る」（32.7％）が 3 割台で続きます。

前回調査と比較すると、「夫や恋人などからの暴力、女性や子どもに対する人権侵害への支援体制の充実を図る」が大きく増加しました。しかし、「家族の中でお互いの人権を尊重し温かい家庭をつくる」が約 13％もの大幅な減少という結果から、今後検討していかなければいけない課題も見えてきました。

(2) 今後の方針・取組

「見附市男女共同参画計画」に基づき、様々な分野への女性参画を促進したり、固定的な性別役割分担意識の解消に向けての教育や啓発、情報提供等に努め、女性の人権が尊重される社会の実現を目指します。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、関係機関との連携し、相談・支援体制の充実に努めます。

●意識啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消を目指すとともに、市民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性について意識をもつことができるように市広報紙及びホームページ等で広報を行います。地域コミュニティと協力して、コミュニティだよりへの記事掲載を推進します。また、人権擁護委員と協力して啓発活動を行います。

●男女平等を推進する教育と学習機会の充実

乳幼児期からの発達段階に応じて人権を大切にする心を育てることや学校教育において男女の平等やお互いに理解し合い協力すること等、人権尊重の意識を高める教育を実施します。また、社会教育においては講演会による男女平等意識の定着や女性の人材育成に関する学習機会を提供します。

●女性の人権を守り尊重する環境づくり

配偶者や恋人などからの暴力、離婚問題、家族の悩み等に対する相談窓口の充実に図り、被害等を受けた場合の保護や自立を支援する体制づくりを進めます。また、女性特有の思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の各段階に応じた健康上の問題やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関連する健康/権利)の尊重と情報提供を行います。さらに、生涯を通じた女性の健康の保持や増進を図ります。

●政策・方針決定の場等への女性の参画拡大

女性の地域社会に対する参画意識を高め、活動の場を拡大できるよう、地域コミュニティでの積極的な役員登用を推進します。また、政策、方針決定の場への女性の参画を推進するため、審議会等への女性委員の積極的な登用を図ります。

●働きやすいまちづくり

企業や労働者に対して女性の能力が適正に評価され、男女がともに仕事と家庭・育児・介護等を両立しやすい環境づくりを進めていきます。また、労働条件、雇用問題、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談窓口の充実に図ります。

●子育て支援の充実

勤労体制の多様化、女性の就労率向上等様々なライフスタイルや家族形態から生ずるニーズに対応し、すべての子どもがのびのびと健やかに成長し、保護者の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心して子どもを育てることができるように、保育関連サービス(低年齢児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育、通常保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター事業、子育て相談窓口等)の充実に図ります。

●家庭・地域での男女共同参画の推進

育児、介護の共同責任意識の啓発へ向けた講座やパパママ学級等の開催を通じて家庭生活及び地域社会における男女共同参画の推進を図ります。

2 子どもの人権施策の推進

(1) 現状と課題

本市では、2020（令和2）年3月に「第2期見附市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域社会全体で、子ども・子育て支援を推進しています。

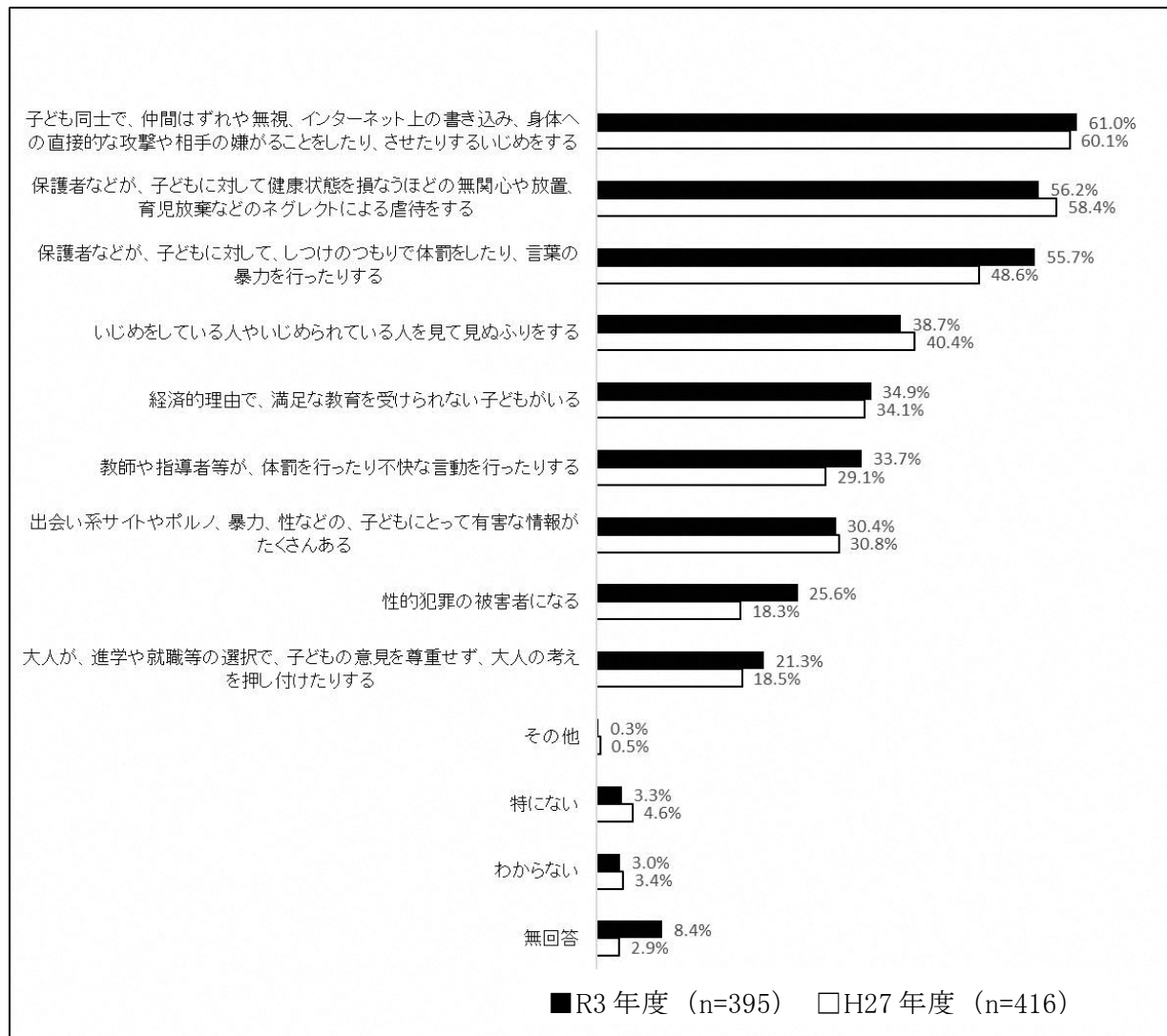
また、2016（平成28）年3月に策定し、2020（令和2）年3月に改訂となった見附市教育大綱に基づき、「ふるさと見附を愛する子ども」、「世に役立つことを喜びとする子ども」の育成を目標に掲げ取り組みを進めているところです。

本市の出生数は年間300人を下回るなど減少傾向にあり、今後も少子化が進んでいくものと予測されます。

こうした状況の中で、子どもの人権を著しく侵害する児童虐待やインターネット、スマートフォン、携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、SNS^{※1}系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。加えて、学校においてもいじめや問題行動等^{※2}への対応が喫緊の課題となっています。更に、経済的格差の拡大や貧困、引きこもり等も大きな社会問題となっています。

このように子どもを取りまく環境や情勢が一層厳しさを増している中、これら事象が差別につながることをないよう、平等意識を高める教育の深耕が必要であり、一人ひとりの人権を尊重したうえで、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人を育む環境づくりを推進する必要があります。

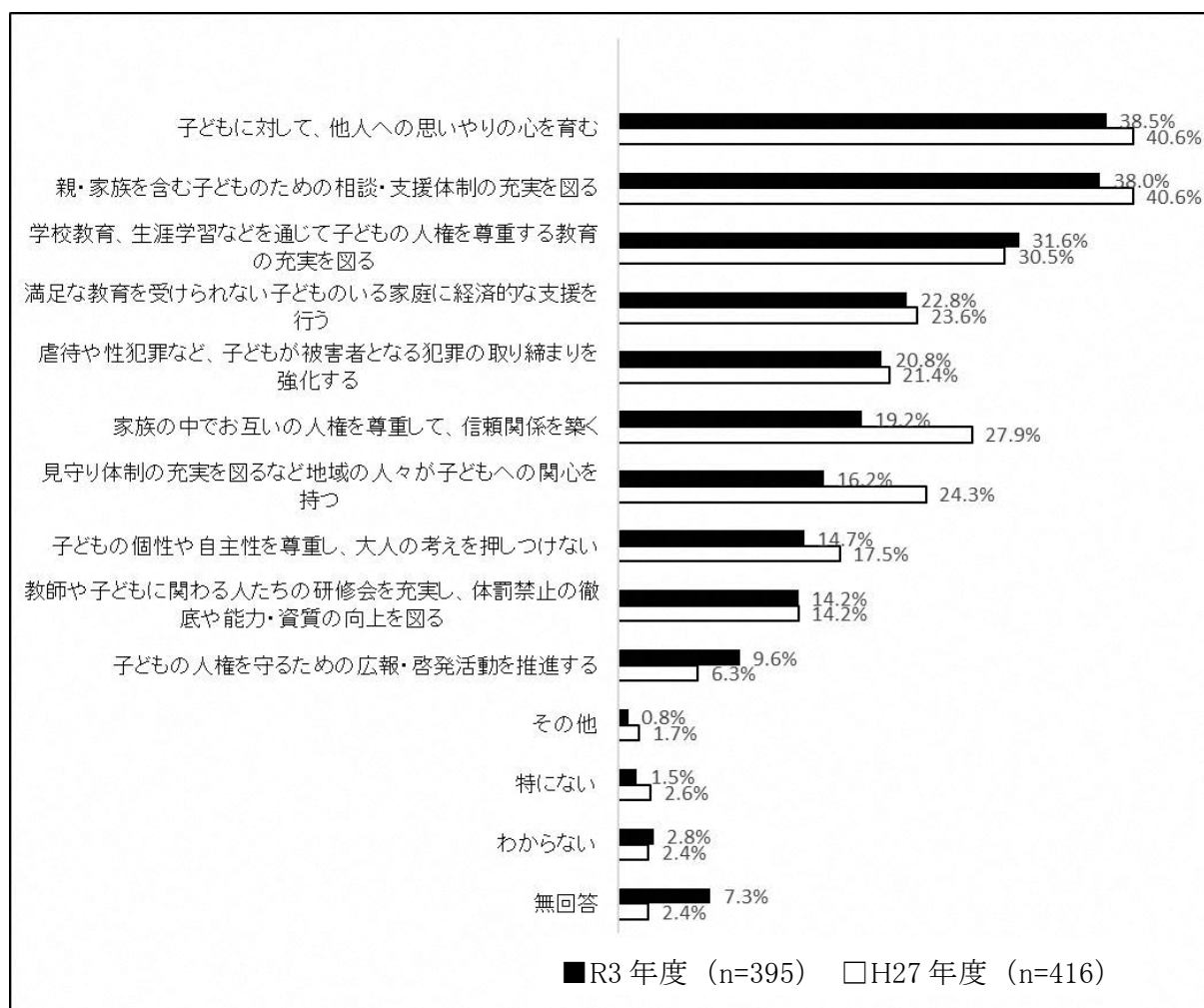
市民意識調査結果：子どもの人権に関する問題点について



「子ども同士で、仲間はずれや無視、インターネット上の書き込み、身体への直接的な攻撃や相手の嫌がることをしたり、させたりするいじめをする」(61.0%)が最も高くなっています。次いで、「保護者などが、子どもに対して健康状態を損なうほどの無関心や放置、育児放棄などのネグレクトによる虐待をする」(56.2%)、「保護者などが、子どもに対して、しつけのつもりで体罰をしたり、言葉の暴力を行ったりする」(55.7%)が5割台で続きます。

前回調査と比較すると、「保護者などが、子どもに対して、しつけのつもりで体罰をしたり、言葉の暴力を行ったりする」、「教師や指導者が、体罰を行ったり不快な言動を行ったりする」が大きく増加しました。大人から子どもへの体罰や言葉の暴力について多くあげられていることから、今後どのように防止していくかなどについて考えていかなければいけません。

市民意識調査結果：子どもの人権を守るために必要なことについて



「子どもに対して、他人への思いやりの心を育む」(38.5%)が最も高くなっています。次いで、「親・家族を含む子どものために相談・支援体制の充実を図る」(38.0%)、「学校教育、生涯学習などを通じて子どもの人権を尊重する教育の充実を図る」(31.6%)が3割台で続きます。

前回調査と比較すると、「子どもの人権を守るための広報・啓発活動を推進する」が増加しています。また、「家族の中でお互いの人権を尊重して、信頼関係を築く」、「見守り体制の充実を図る」が10%近く大幅に減少しているなど、今後取り組むべき課題が浮き彫りとなりました。

(2) 今後の方針・取組

地域社会全体で、子どもの意思と権利が尊重される環境づくりを進めつつ、豊かな人権感覚を培った人を育むような支援を行います。

同時に、子どもがいきいきと安心・安全に暮らせる環境づくりへの取り組みや家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭における人権教育の充実を図ります。

また、いじめや問題行動等については、個々の事象に対応できるよう相談体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域の連携による取り組みの充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るために、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識等を深めるよう啓発を推進します。

●発達段階に応じた継続的な取り組みの推進

子どもの健全な育成を目指して、就学前教育・学校教育の充実を図り、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域、人権擁護委員等が連携し、子どもの発達段階に応じた継続的な取り組みを進めます。

●支援体制の整備と啓発活動の充実

子どもの育成支援に向け子どもを取り巻く様々な問題の解決のために、子どもや保護者、地域等に対する支援体制を整備していくとともに、啓発活動の充実を図ります。

●子育て家庭を支え合う環境づくり

子どもや子育て中の家庭が安心して健やかに子育てができるように、地域全体で子どもや子育て家庭を支え合う環境づくりに努めます。

●相談支援体制の充実

子どものいじめや問題行動等の防止・解消を目指して、関係機関・関係団体等との連携を強化し、様々な年代のニーズに対応した相談支援体制の充実を図ります。

●いじめ防止対策の推進

「見附市いじめ防止等のための基本的な方針」や各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめをしない、させない、見逃さない」を核とした指導及び取り組みを、市、学校、家庭、地域住民などの連携の下、組織的、継続的に進めます。

●子どもの虐待防止対策の推進

子どもの虐待防止に向けて、家庭相談窓口の充実を図る等相談体制の整備を図るとともに、早期発見と支援に取り組みます。

●学校における人権教育の推進

同和教育を中核にした人権教育を計画的に行い、自他の人権意識を守ろうとする人権意識を養います。

※1 SNS … ソーシャルネットワーキングサービス/ソーシャルネットワーキングサイトのことで、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のネットサービス及び Web サイトのこと。

3 高齢者の人権施策の推進

(1) 現状と課題

本市では、2021（令和 3）年に「見附市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定するとともに、同計画を踏まえ、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、社会参加支援等の施策を積極的に進めてきました。

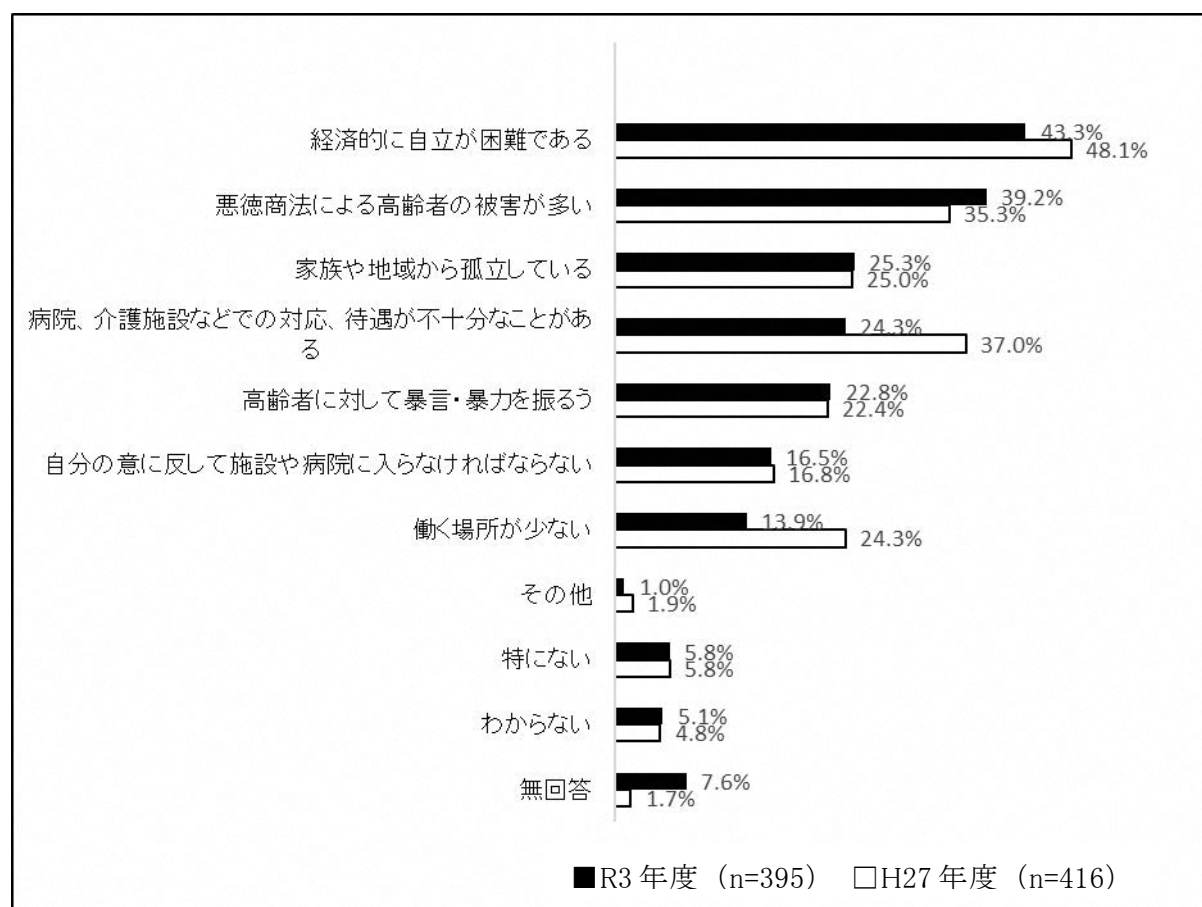
我が国の高齢化は急速に進行し、今後も更に進行する見込みです。本市においても高齢化の波は押し寄せており、65 歳以上の高齢化率は、2021（令和 3）年 4 月 1 日現在 32.8%と年々割合は上昇しています。

これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者は今後も増加すると予測されています。

このような中、高齢者に対する身体的・精神的虐待、悪徳商法や詐欺といった犯罪被害等の人権侵害問題も増えつつあります。

高齢者の生きがい対策や社会参加に向けた取り組みの充実が求められており、高齢者の自立を支援していくことが課題となっています。

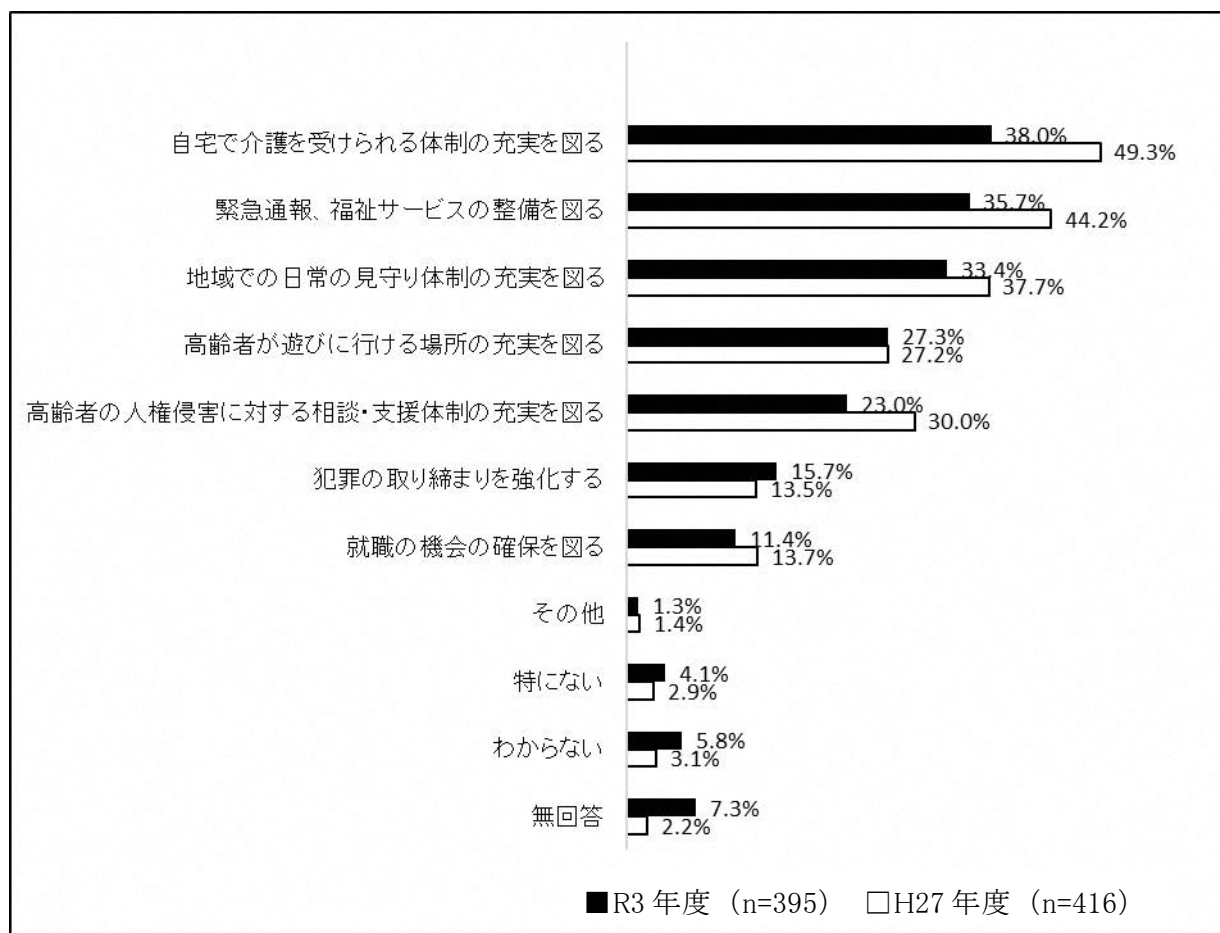
市民意識調査結果：高齢者の人権に関する問題点について



「経済的に自立が困難である」(43.3%) が最も高くなっています。次いで、「悪徳商法による高齢者の被害が多い」(39.2%) が 3 割、「家族や地域から孤立している」(25.3%)、「病院、介護施設などでの対応、接遇が不十分なことがある」(24.3%)、「高齢者に対して暴言・暴力を振るう」(22.8%) が 2 割台で続きます。

前回調査と比較すると、「病院、介護施設などでの対応、待遇が不十分なことがある」、「働く場所がない」が 10%以上減少するなど改善が見られています。しかし、「悪徳商法による高齢者の被害が多い」が大きく増加していることから、今後、当市においても、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が徐々になくなってきていることもあり、高齢者の方々への消費者被害防止対策に向けた対策を十分とっていく必要がある状況です。

市民意識調査結果：高齢者の人権を守るために必要なことについて



「自宅で介護を受けられる体制の充実を図る」(38.0%)が最も高くなっています。次いで、「緊急通報、福祉サービスの整備を図る」(35.7%)、「地域での日常の見守り体制の充実を図る」(33.4%)が3割、「高齢者が遊びに行ける場所の充実を図る」(27.3%)、「高齢者の人権侵害に対する相談・支援体制の充実を図る」(23.0%)が2割台で続きます。

前回調査と比較すると、「自宅で介護を受けられる体制の充実を図る」、「緊急通報、福祉サービスの整備を図る」、「高齢者の人権侵害に対する相談・支援体制の充実を図る」が大きく減少していることから、比較的これらの項目での体制整備が進んでいると考えられます。その他の項目では大きな増減はみられませんでした。が、「犯罪の取り締まりを強化する」が唯一増加した項目となったことから、高齢者をターゲットとした悪徳商法の防止をはじめとし、今後高齢者が被害にあうことがないように様々な取組をしていく必要があることがわかりました。

(2) 今後の方針・取組

高齢者の人としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「見附市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」等に基づき、介護サービス提供の整備や質の向上に努めます。

高齢者虐待の問題については、虐待防止のための相談体制の充実、虐待を受けている高齢者保護の取り組みを推進します。

また、働く意欲・能力のある高齢者も増えていくことから、生きがい対策だけでなく、高齢者が重要な構成員として活動に参加できるような取り組みを進め、社会参画の促進や雇用・就業機会の確保等の推進に努めます。

更に、高齢者にかかわる人権問題の教育・啓発活動の推進に努めます。

●教育・啓発と情報発信

介護や福祉の問題等に関する基礎的な知識と理解を深めるための教育・啓発と情報発信に努めます。

●生きがいづくりと社会参加の促進

地域やハローワーク等の関係機関との連携・協力を図り、老人クラブ活動の支援や働く意志のある高齢者への就労機会の促進に努めます。また、高齢者の生きがいづくりと社会参加の場として、これまで培った経験や知識を活かせる仕組みづくりに努めます。

●介護に関する相談体制の充実と人材の育成

高齢者とその家族が利用しやすい相談体制の充実や、介護サービスの高度化・多様化に対応可能な人材の育成及び研修に努めます。

●相談支援対応体制の充実

高齢者が尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者虐待、悪徳商法等の防止に向けて市民の意識向上と相談・支援対応体制の一層の充実、関係機関の連携強化を図ります。

●権利擁護に関する支援

病気等により判断能力が不十分となった高齢者のための、財産権等の保護と支援を目的とした成年後見制度の利用促進を図ります。

●避難支援体制の充実

災害時の避難に支援を必要とする高齢者等の名簿を作成し、地域と関係機関が連携して避難支援活動ができる体制づくりに取り組みます。

4 障がいのある人の人権施策の推進

(1) 現状と課題

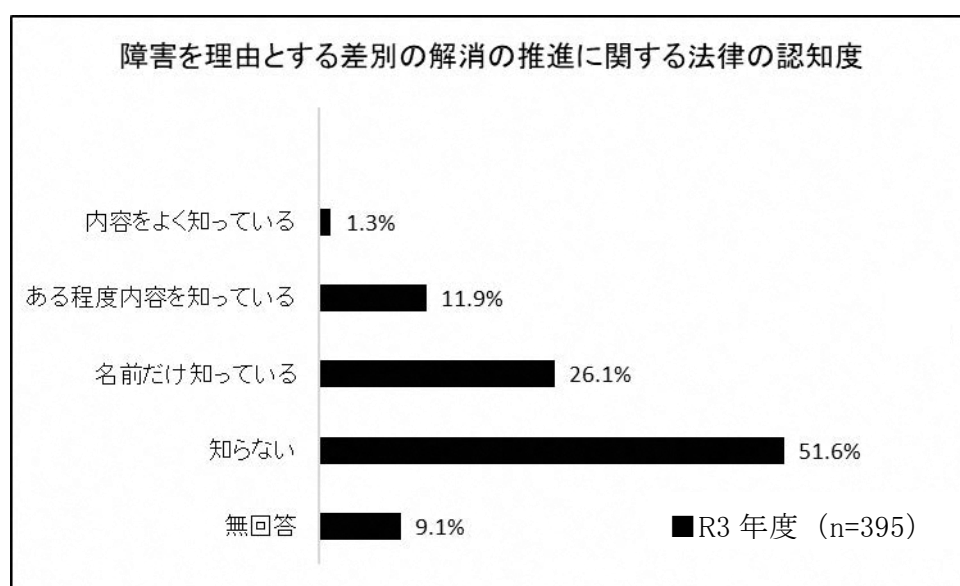
本市では、2021（令和 3）年 3 月に「第 4 期見附市障がい者計画・第 6 期見附市障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定するとともに、同計画を踏まえ、思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会を実現する理念のもと、自己の選択と決定を支援するまちづくり、安心快適な地域生活を支援するまちづくり、自立と社会参加を応援するまちづくりに向けた施策を積極的に進めてきました。

障がいのある人の社会参画をより推し進めるには、障がいのある人もない人も共生できる環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

しかしながら、障がいのある人の自立意識や社会参画、生活向上意識が高まってきている中で、障がいのある人やその家族に対しての偏見や誤解等の人権侵害は依然として発生しています。

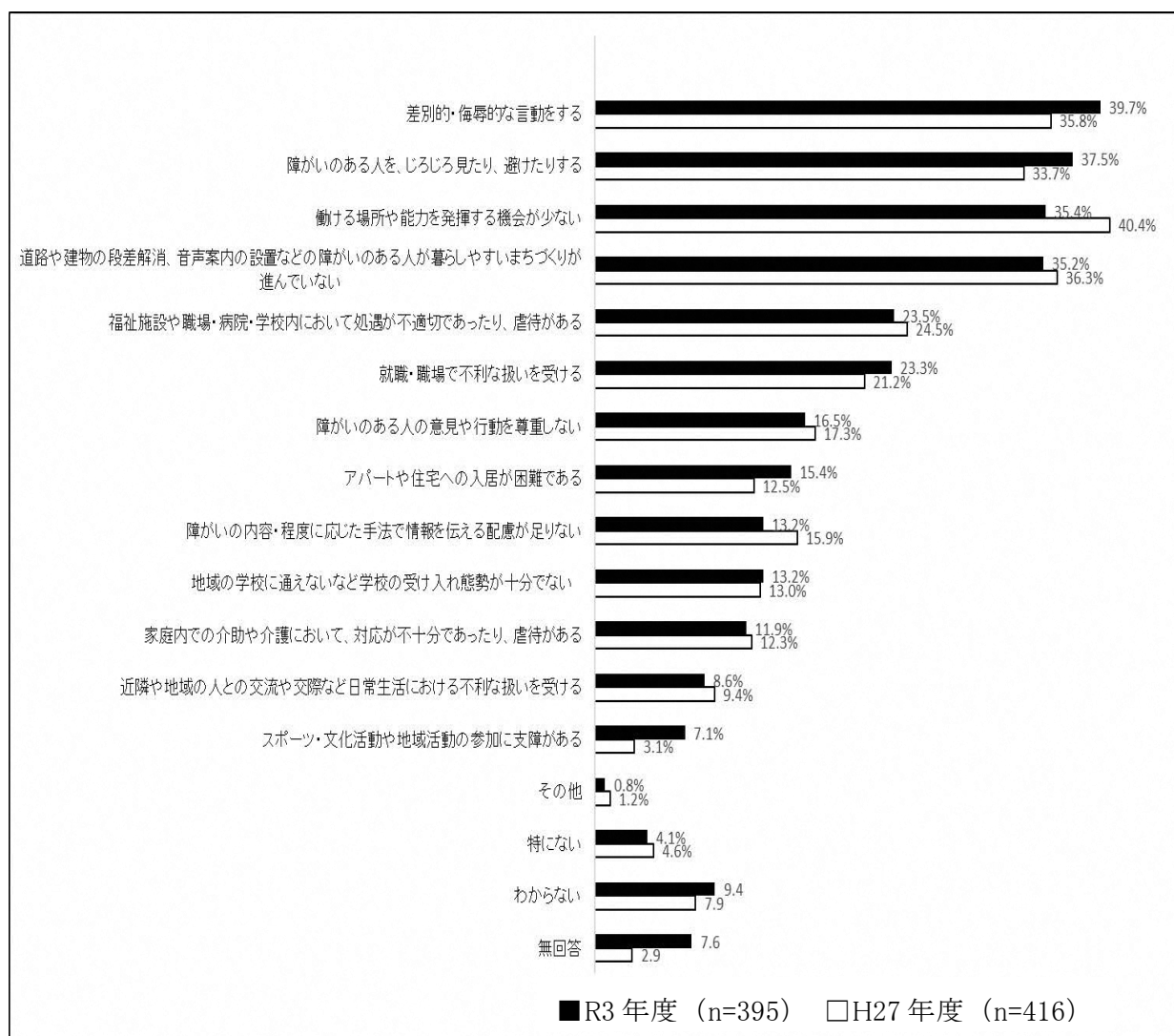
障がいのある人の人権に関することや障がい者に関する正しい知識の教育や啓発を推進する必要があります。

また、2016（平成 28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。今後は、同法律に基づいた不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮についての取り組みを推進することも求められています。



しかし、本市が実施した市民意識調査においては半数超（51.6％）の人が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）を「知らない」としており障がい者差別問題に対する理解が進んでいない実態があります。

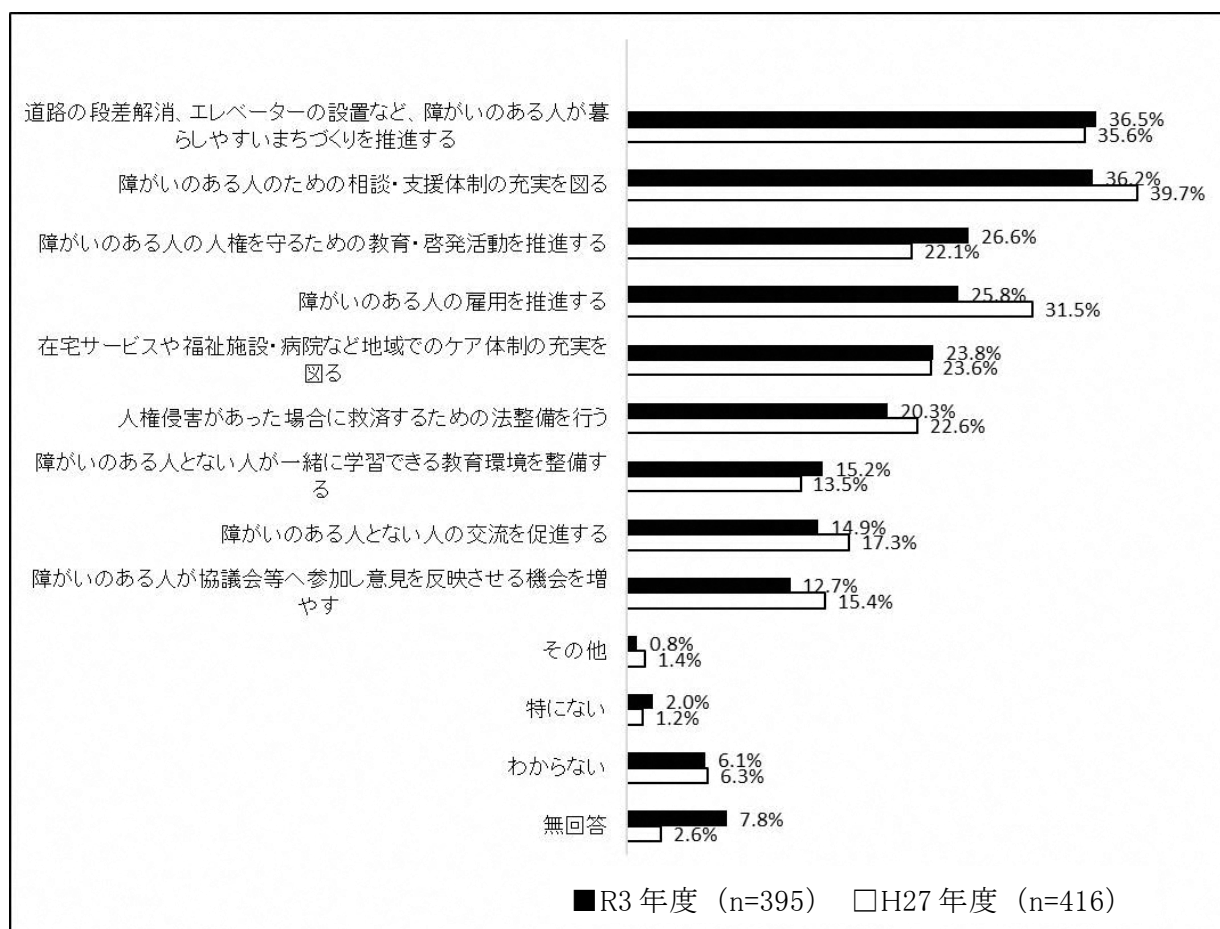
市民意識調査結果：障がいのある人の人権に関する問題点について



「差別的・侮辱的な言動をする」(39.7%)が最も高くなっています。次いで、「障がいのある人をじろじろ見たり、避けたりする」(37.5%)、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」(35.4%)、「道路や建物の段差解消、音声案内の設置などの障がいのある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいない」(35.2%)が3割台で続きます。

前回調査と比較すると、「差別的・侮辱的な言動をする」、「障がいのある人をじろじろ見たり、避けたりする」、「アパートへの入居が困難である」が増加しています。一方で、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」が減少していることから、障害者雇用の推進が徐々に進んできていることが考えられます。

市民意識調査結果：障がいのある人の人権を守るために必要なことについて



「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを推進する」(36.5%)が最も高くなっています。次いで、「障がいのある人のための相談・支援体制の充実を図る」(36.2%)が3割、障がいのある人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」(26.6%)、「障がいのある人の雇用を推進する」(25.8%)、「在宅サービスや福祉施設・病院など地域でのケア体制の充実を図る」(23.8%)、人権侵害があった場合に救済するための法整備を行う」(20.3%)が2割台で続きます。

前回調査と比較すると、「障がいのある人の人権を守るための教育・啓発活動を推進する」、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを推進する」が増加しています。障がいについての理解促進と障がいのある人が地域でより安心して生活していくためのハード面での整備が必要であるとの意見が多く出ました。一方で、「障がいのある人の雇用を推進する」、「障がいのある人のための相談・支援体制の充実を図る」が減少していることから、障害者雇用の推進や相談支援事業所の整備など、比較的これらの項目での体制整備が進んできていると考えられます。

(2) 今後の方針・取組

障がいのある人が、「思いやりにつつまれながら安心して暮らすことのできるまち」の実現を図るため、「第4期見附市障がい者計画・第6期見附市障がい福祉計画・第2期見附市障がい児福祉計画」に基づき、引き続き、障がいのある人とのふれあい、交流の場づくりの推進や、生活環境の整備、雇用・就業機会の確保等の自立支援を推進するとともに、障がいのある人に対する正しい知識の普及や教育・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障がいのある人の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

また、障がいの有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指すためには障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備が重要となるため、本市は今後も状況の変化を勘案しながら各種施策を推進します。

●相談支援体制の整備

障がい者やその家族が利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、障がいのある人やその家族からの相談に応じて、適切な情報の提供や助言など支援体制の充実に努めます。

●権利擁護に関する支援

知的障がい者、精神障がい者などの権利が守られるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。また、権利擁護等について援助を行う支援機関との連携を図るとともに、事業内容の周知に努める等、障がいのある人の人権擁護に努めます。

●就労支援の強化

障がいのある人それぞれの希望や能力、適性に応じた就労の実現や定着ができるように、学校、ハローワーク、就労支援事業所などと連携、市内民間企業等への働きかけを通じ、就労や職業訓練の場を確保するように努めます。

●相互理解と社会参加の促進

障がいを理由とする差別の解消を図り、合理的配慮^{※1}の提供に努めるとともに、障がいや障がいのある人に対する正しい認識と理解を深める相互理解を推進します。あわせて社会の一員として社会参加できる様々な機会や手段を講じます。

●生活環境の整備

すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザイン^{※2}の観点から、公共施設、公共交通機関のバリアフリー化の推進や、障がい特性に応じた情報提供体制の充実等、生活環境の整備をより一層進めます。

●インクルーシブ教育^{※3}システムの構築

学校教育において障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みを推進します。

※1 合理的配慮 …障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮のこと。

※2 ユニバーサルデザイン…障がい者や高齢者等も含め、だれにでも使いやすい設計をすること

※3 インクルーシブ教育 …障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

5 同和問題に関する人権施策の推進

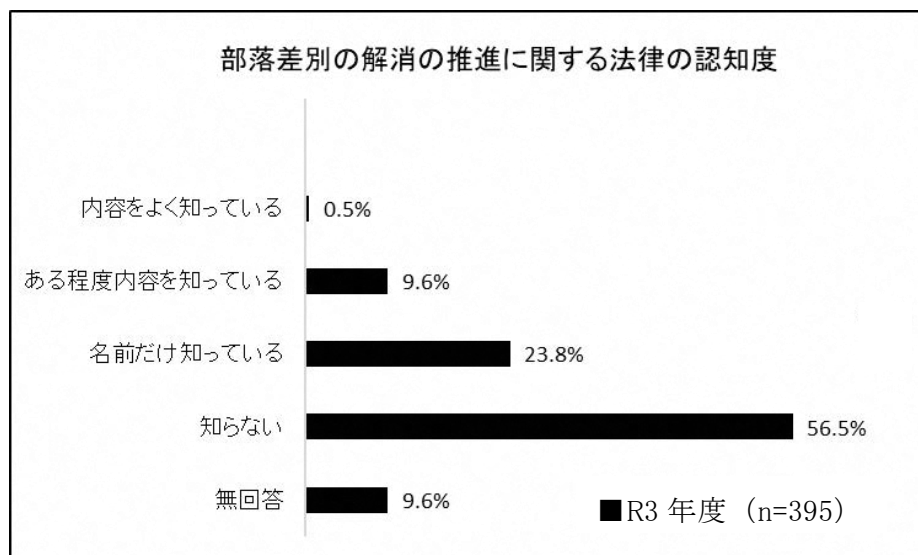
(1) 現状と課題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる我が国固有の重大な課題です。その課題解決に向けて一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、自覚して取り組んでいく必要があります。

同和問題の解決は、国の責務でもあり、同時に国民的課題であるとする国の「同和対策審議会答申」が1965（昭和40）年に出されました。答申の前文では、『いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探求に努力した。』と述べています。しかしながら、一般対策では十分に対応できなかったことから「同和対策特別措置法」を1969（昭和44）年に施行し、一般対策を補完するための特別措置として同和対策事業を実施するとともに、同和教育及び人権啓発活動の推進等、差別意識の解消に向けた取り組みを進めてきました。

答申では「いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようと同和問題が解決することは永久にありえないとするのは妥当でない」また、『「寝た子を起こすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することには同意できない』と明言しています。

更に、2016（平成28）年12月16日には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が公布、施行されました。同法律においては、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実や教育・啓発の推進を規定しています。



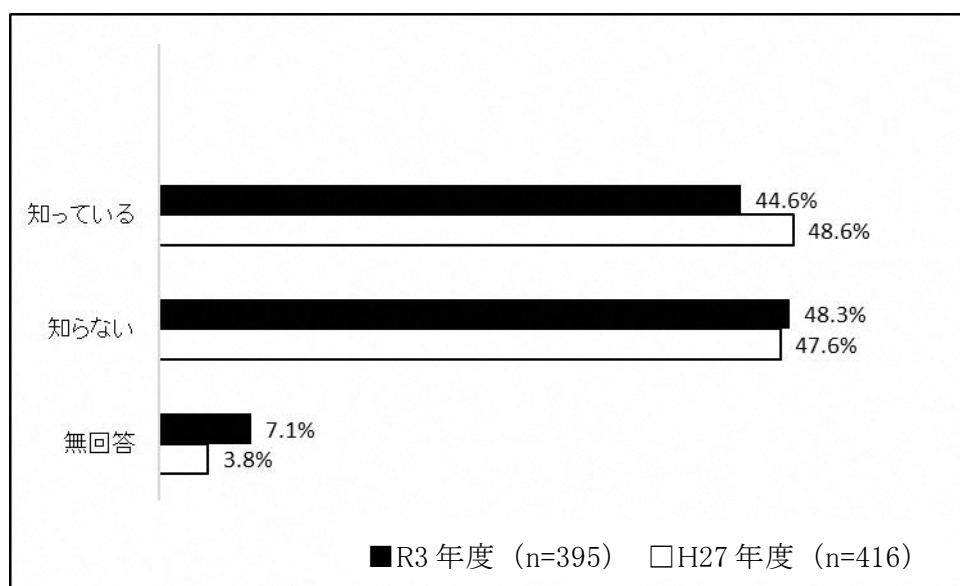
しかし、本市が実施した市民意識調査においては半数超（56.5％）の人が同和問題を「知らない」としており同和問題に対する理解が進んでいない実態があります。

また、地域社会での不当な扱いや就職差別、結婚差別に関わる問題を中心に偏見は根強く存在し、同時に社会経済の発展に伴い住民の移動も進んでいることから、同和問題や同和教育については、歴史的な被差別部落だけにとらわれることなく、本市においても差別事件が容易に起こりえるということを十分に認識する必要があります。加えて、近年ではインターネット上での差別的な書き込みも発生しているなどの課題も全国的に広がっています。

こうした情勢を踏まえ、今後も市民一人ひとりが同和問題の正しい理解と正しい認識を深められるよう、見附市の実情を把握し、同和教育の推進の取組み体制を強化する、教育・啓発の推進が必要です。

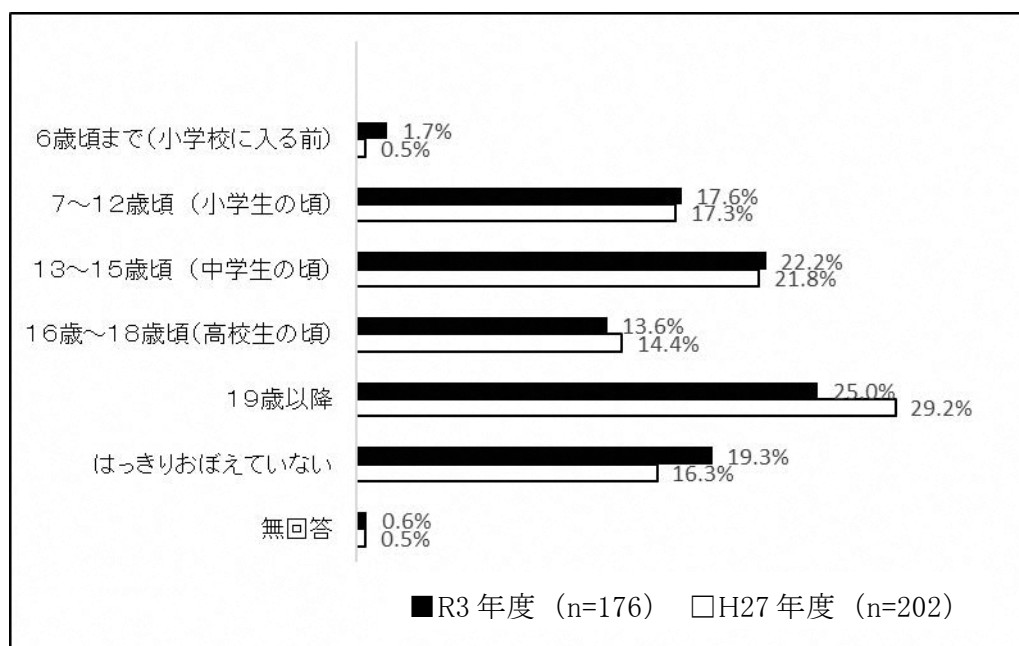
市民意識調査結果：同和問題や同和地区の認知状況、知った時期について

【認知状況】



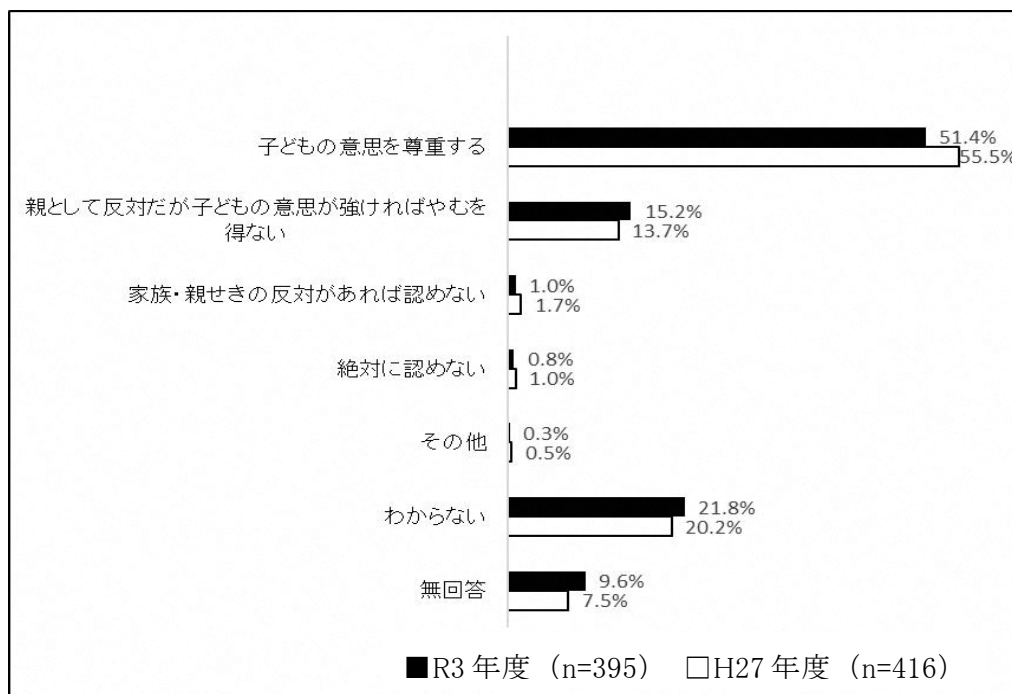
同和問題や同和地区の認知状況について、半数程度が同和問題を「知らない」としており、同和問題に対する理解が進んでいない実態があります。

【知った時期】



同和地区や同和問題について、はじめて知った時期は、「小学生の頃」(17.6%)、「中学生の頃」(22.2%)、「高校生の頃」(13.6%)を合わせて半数程度を占めています。また、全体の4分の1が「19歳以降」にはじめて知ったという状況となっています。

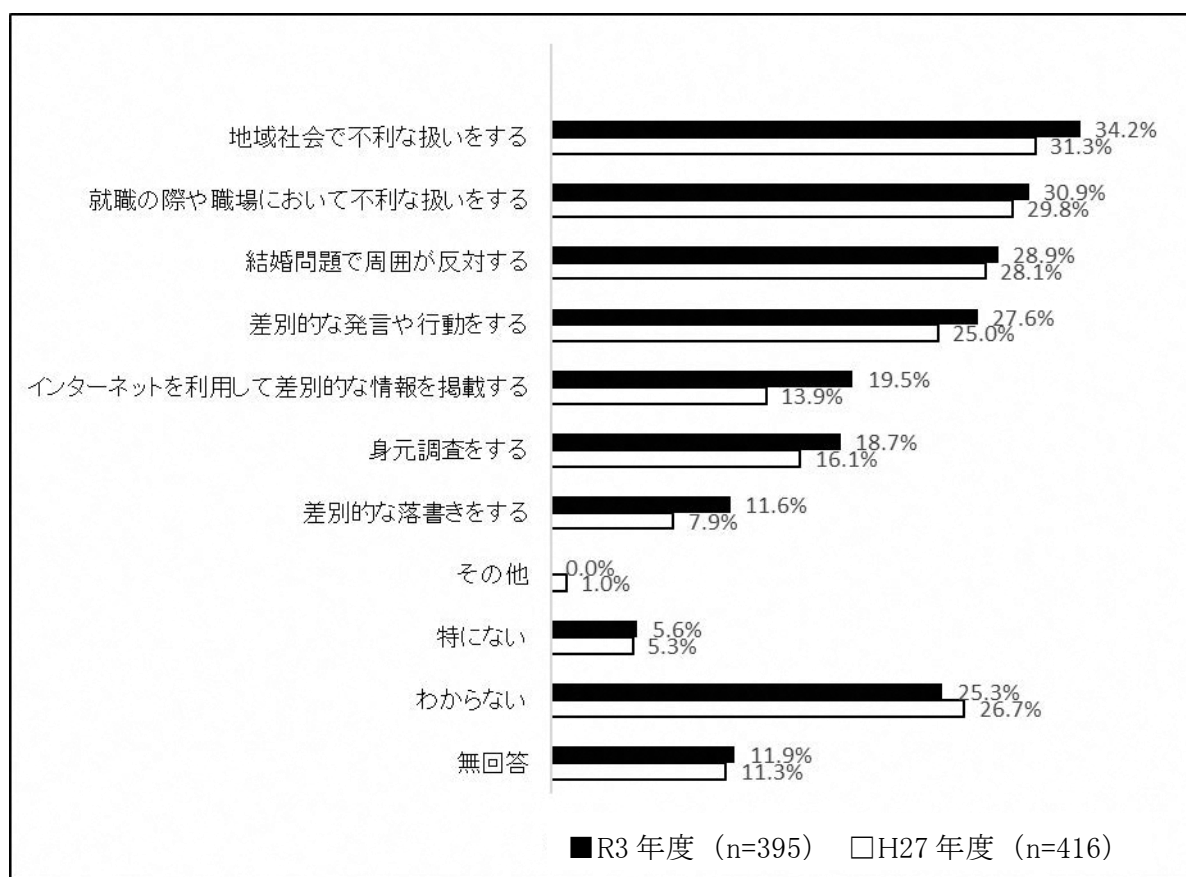
市民意識調査結果：同和地区出身者との子どもの結婚について



「子どもの意志を尊重する」(51.4%)が半数を占めています。一方で、全体の5分の1の者が「わからない」(21.8%)と回答しました。

前回調査と比較して、若干の増減はありましたが、ほぼ同様の結果となりました。

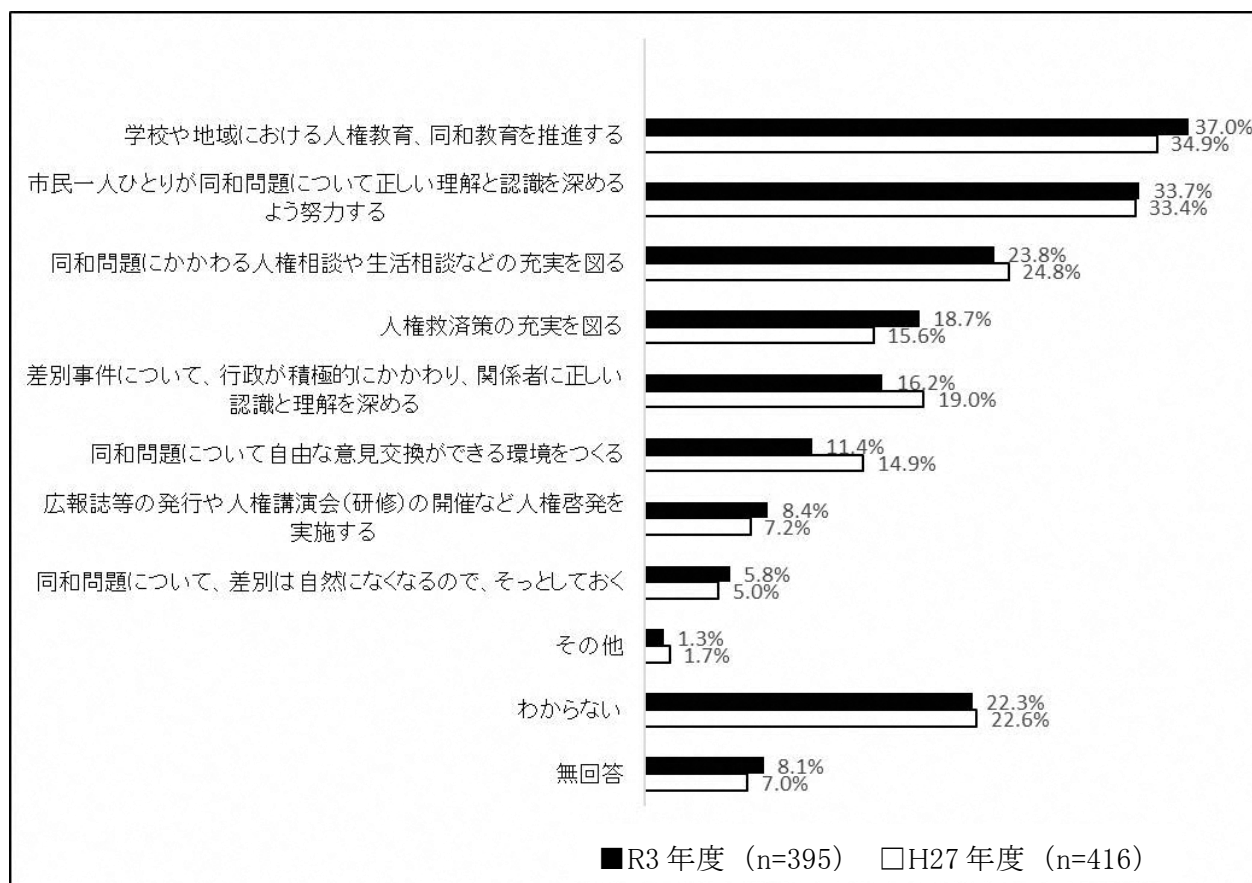
市民意識調査結果：人権上特に問題があると思う同和問題について



「地域で不利な扱いをする」(34.2%) が最も高くなっています。次いで、「就職の際や職場において不利な扱いをする」(30.9%) が 3 割、「結婚問題で周囲が反対する」(28.9%)、「差別的な発言や行動をする」(27.6%) が 2 割台で続きます。

前回調査と比較すると、「インターネットを利用して差別的な情報を掲載する」、「差別的な落書きをする」が比較的大きく増加しています。特に、インターネット上での匿名掲示板における差別的な情報などの書き込みについて十分注視していかなければいけないことがわかりました。減少した項目はありませんでした。

市民意識調査結果：同和問題を解決するために必要なことについて



「学校や地域における人権教育、同和教育を推進する」(37.0%)が最も高くなっています。次いで、「市民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるように努力する」(33.7%)が3割、「同和問題にかかわる人権相談や生活相談などの充実を図る」(23.8%)が2割台で続きます。

前回調査と比較すると、「人権救済策の充実を図る」が増加し、「同和問題について自由な意見交換ができる環境をつくる」、「差別事件について、行政が積極的にかかわり、関係者に正しい認識と理解を深める」が減少しました。

(2) 今後の方針・取組

同和問題に関する様々な部落差別の解消に向けた取り組みを推進します。

特に、差別意識の解消を図るにあたっては、これまでの同和教育や啓発活動の取り組みを踏まえながら、人権尊重や差別解消の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進します。

●関係機関との連携による啓発活動の推進

同和問題が根拠のない差別や偏見によるものであることを、子どもから大人まですべての市民が正しく理解し、自分の問題として考えていけるよう、各行政機関や人権団体・市民と連携し教育・啓発活動を展開します。

●市職員、教職員等の資質向上

市職員、教職員等は、人権に関わる関係機関が実施する研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

●人権啓発研修の支援

同和問題の解決をめざし、関係機関と連携しながら、事業者・職場や地域において核となる指導者の人権啓発研修ができるよう支援します。

●学校教育における同和教育の推進

県教育委員会並びに市教育委員会の方針に基づいた同和教育を中核とした人権教育の推進を図ります。

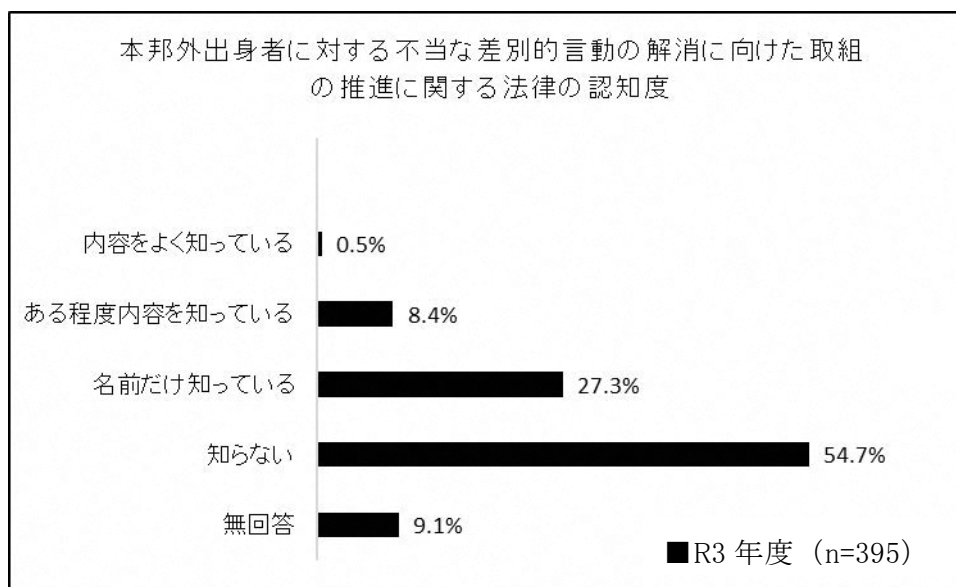
●相談体制の充実と周知の推進

人権侵害について安心して相談できる体制の充実とその周知を推進します。

6 外国籍住民等の人権施策の推進

(1) 現状と課題

国においては、ヘイトスピーチ※¹やヘイトクライム※²の広がりを受けて、特定の人種や民族への差別をあおるヘイトスピーチ(憎悪表現)の抑止・解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」が2016（平成28）年6月に施行されました。



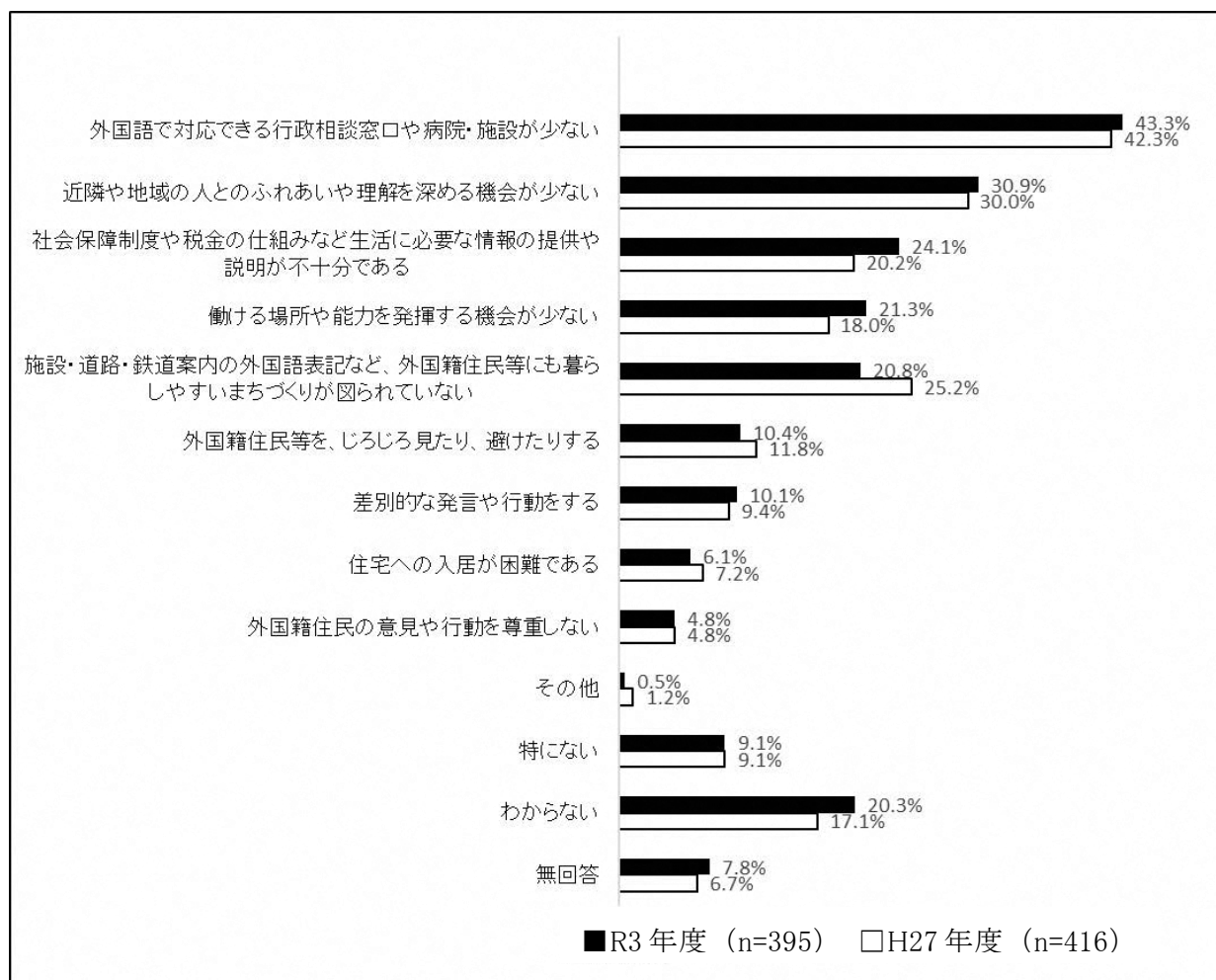
しかし、本市が実施した市民意識調査においては半数超（54.7％）の人が本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）を「知らない」としており外国籍住民等の人権に対する理解が進んでいない実態があります。

本市においては、外国籍住民等の人権を尊重し共生していく社会を築いていくため、学校教育においては、英語に親しむ授業や国際理解を深める教育、外国籍住民等との交流事業等、グローバル化に対応すべく社会環境づくりを進めてきました。

外国籍住民等については、言葉や生活習慣の違いから、特に日常生活を送るうえで様々な問題が指摘されています。

グローバル化が進展する中で、外国籍住民等が安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し合い、共生していく社会を築くことが重要です。

市民意識調査結果：外国籍住民等の人権に関する問題点について

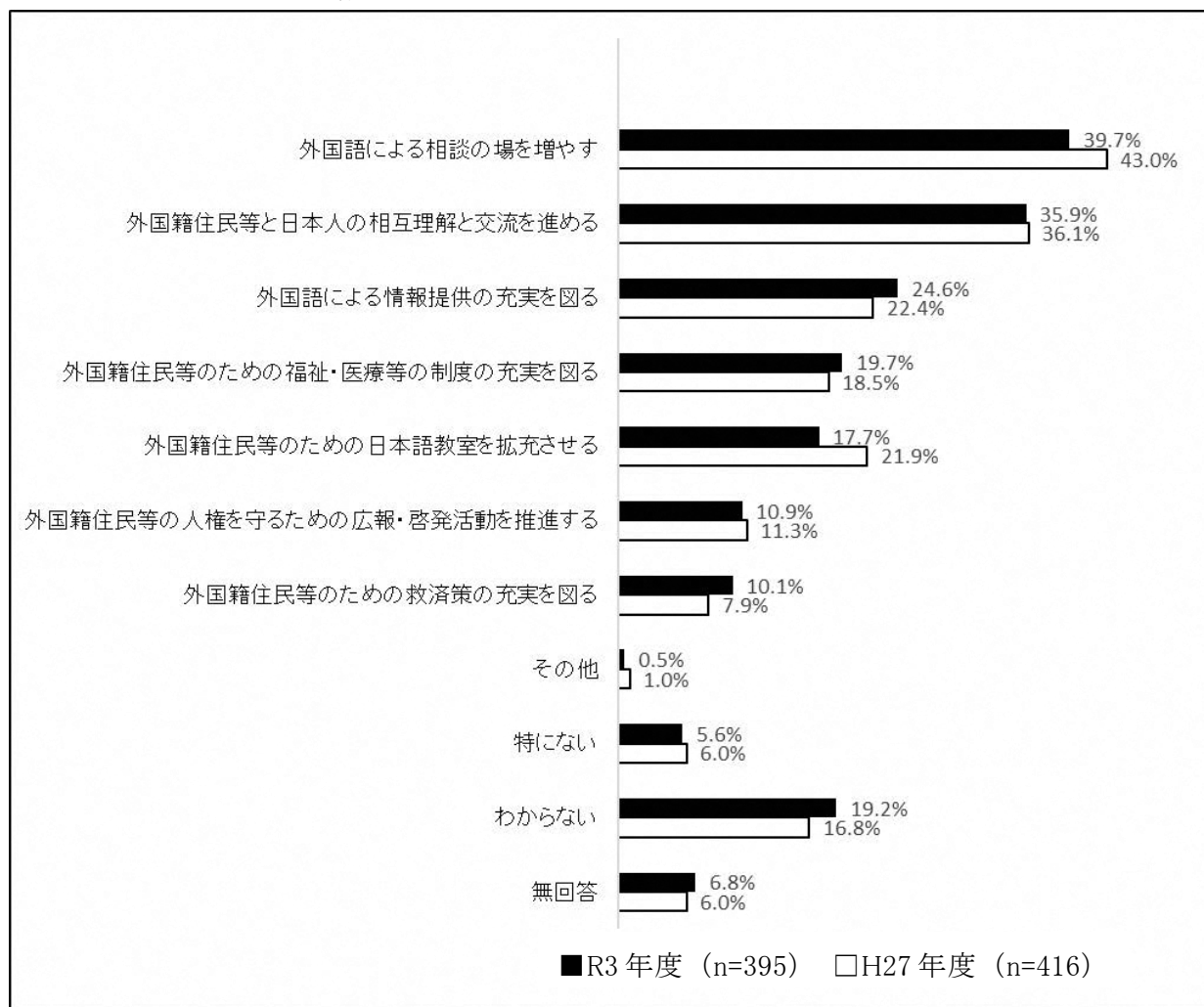


「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ない」（43.3%）が最も高くなっています。次いで、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ない」（30.9%）が 3 割、「社会保障制度や税金の仕組みなど生活に必要な情報の提供や説明が不十分である」（24.1%）、「働ける場所や能力を発揮する場所が少ない」（21.3%）、「施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国籍住民等にも暮らしやすいまちづくりが図られていない」（20.8%）が 2 割台で続きます。

（30.9%）が 3 割、「社会保障制度や税金の仕組みなど生活に必要な情報の提供や説明が不十分である」（24.1%）、「働ける場所や能力を発揮する場所が少ない」（21.3%）、「施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国籍住民等にも暮らしやすいまちづくりが図られていない」（20.8%）が 2 割台で続きます。

前回調査と比較すると、「社会保障制度や税金の仕組みなど生活に必要な情報の提供や説明が不十分である」、「働ける場所や能力を発揮する場所が少ない」が増加し、「施設・道路・鉄道案内の外国語表記など、外国籍住民等にも暮らしやすいまちづくりが図られていない」が減少しました。

市民意識調査結果：外国籍住民等の人権を守るために必要なことについて



「外国語による相談の場を増やす」(39.7%)が最も高くなっています。次いで、「外国籍住民等と日本人の相互理解と交流を進める」(35.9%)が3割、「外国語による情報提供の充実を図る」(24.6%)が2割台で続きます。

前回調査と比較すると、「外国語による情報提供の充実を図る」、「外国人籍住民等のための救済策の充実を図る」が増加し、「外国籍住民等のための日本語教室を拡充させる」、「外国語による相談の場を増やす」が減少しました。

(2) 今後の方針・取組

市民一人ひとりが外国の文化や習慣等への理解を深めることによって誤った先入観や差別を取り除き、外国籍住民等と交流し、協力し合い、高め合っていくことは各々の人生をより豊かにすることとなります。

また、外国籍住民等も地域の一員としてまちづくりに参画し、多様な能力や新たな感性を発揮することは、地域活性化やグローバル化の大きな助力となります。

市民一人ひとりが異文化や異なる考え方を理解し合い、お互いの人権を尊重し合うふれあいの国際化を推進するとともに、関係する機関や団体等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

●交流による相互理解の促進

市民一人ひとりが文化や習慣等の違いによる偏見や差別意識を持つことのないよう、国際交流協会等と連携しながら外国籍住民等との交流やふれあいの場を設定し、相互理解を深め、共に生きていく人権意識の形成に努めます。

●国際理解教育の推進

学校教育においては、国際化時代にふさわしい人権意識の育成に向けて、異文化を尊重する態度やともに生きていく態度を深める国際理解教育を推進します。

●外国籍住民等が生活しやすい環境づくり

外国籍住民への多言語による情報提供や就労活動・日本語習得の支援、相談体制の充実を図り、外国人が生活しやすい環境づくりを進めます。

●互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けた啓発推進

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」が施行されたことを踏まえ、民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動等の取り組みを進めます。

※1 ヘイトスピーチ …特定の属性を有する個人や集団を排斥する差別的言動のこと。

※2 ヘイトクライム …特定の属性を有する個人や集団に対する偏見や憎悪がもとで引き起こされる犯罪行為のこと。

7 感染症患者やハンセン病元患者等の人権施策の推進

(1) 現状と課題

エイズは、1981（昭和 56）年に世界で初めて発見されて以来、世界中に広がり、日本では新規感染者・患者数は毎年 1,400 人以上報告されています。

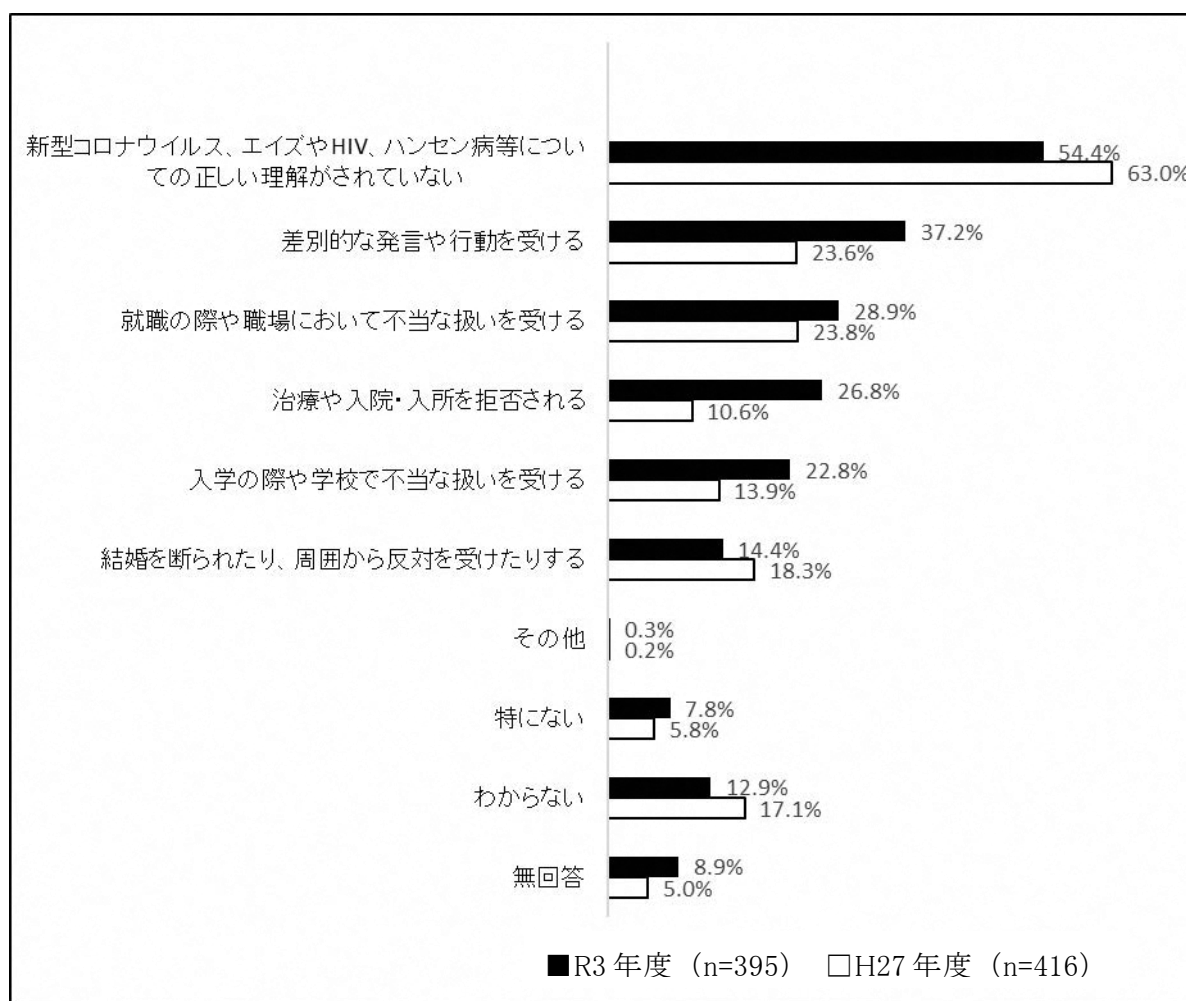
HIV（エイズウイルス）感染症は、治療技術の進歩によりエイズの発症を抑えることが可能となりました。また、医学的解明が進み、感染力が弱く、感染経路の限られた、予防可能な感染症であることが明らかになっています。しかし、感染源や感染経路についての誤解や偏見から、依然として HIV 感染者・患者、更にはその家族に対する偏見や差別、人権侵害が見られます。

また、ハンセン病は、本来感染力の弱い感染症で治療法もすでに確立されていますが、以前は遺伝や不治の病と考えられ強制隔離される等、患者やその家族までもが著しい差別や偏見を受け、現在も社会復帰が困難な状況となっています。

最近では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が全世界的に蔓延しており、新型コロナウイルス感染者やその家族に対する誹謗中傷などが連日問題となっており、対策が必要になっています。

その他にも、様々な感染症がマスメディアで取り上げられ、感染症に対する関心は社会的に高まっています。感染症について正しく理解し、病気によって患者やその家族が差別や偏見を受けることのない地域づくりをしていく必要があります。

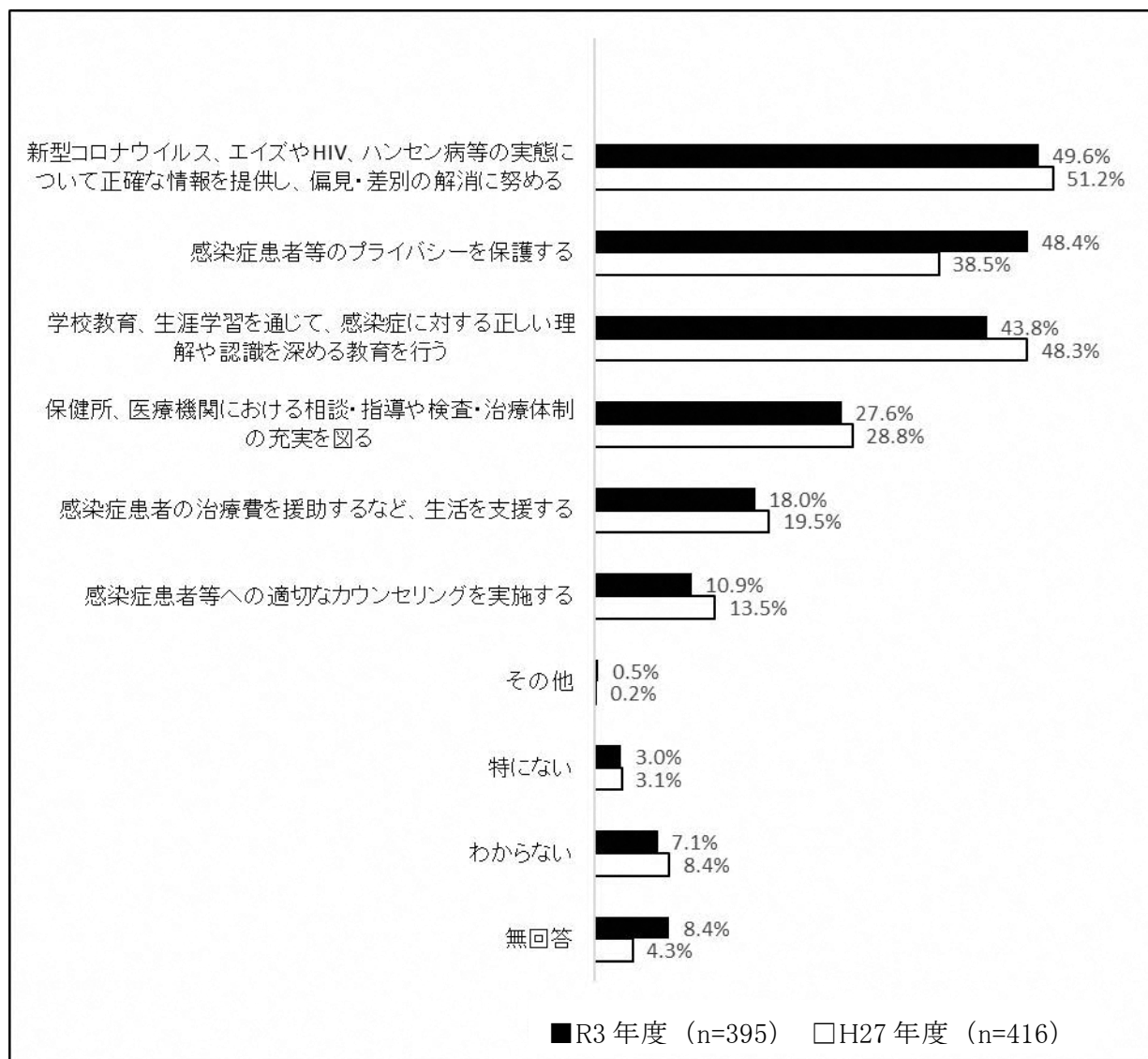
市民意識調査結果：感染症患者やハンセン病元患者等の人権に関する問題点について



「新型コロナウイルス、エイズやHIV、ハンセン病等についての正しい理解がされていない」(54.4%)が最も高くなっています。次いで、「差別的な発言や行動を受ける」(37.2%)が3割、「就職の際や職場において不当な扱いを受ける」(28.9%)、「治療や入院・入所を拒否される」(26.8%)、「入学の際や学校で不当な扱いを受ける」(22.8%)が2割台で続きます。

前回調査と比較すると、「治療や入院・入所を拒否される」、「差別的な発言や行動を受ける」、「入学の際や学校で不当な扱いを受ける」、「就職の際や職場において不当な扱いを受ける」が大きく増加しています。大きく増加した各項目については、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延も影響していると考えられます。

市民意識調査結果：感染症患者やハンセン病元患者等の人権を守るために
必要なことについて



「新型コロナウイルス、エイズや HIV、ハンセン病等の実態についての正確な情報を提供し、偏見・差別の解消に努める」(49.6%) が最も高くなっています。次いで、「感染症患者等のプライバシーを保護する」(48.4%)、「学校教育、生涯学習を通じて、感染症に対する正しい理解や認識を深める教育を行う」(43.8%) が 4 割台で続きます。

前回調査と比較すると、「感染症患者等のプライバシーを保護する」が大きく増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症患者とその家族に対して、プライバシーを侵害するような事例が数多く報道されていることが影響していると考えられます。

(2) 今後の方針・取組

市民一人ひとりが感染症の予防を考え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの感染症患者やハンセン病元患者等の人権を尊重する視点に立ち、共存についての理解を深めることが大切です。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの感染症患者やハンセン病元患者等に対する正しい知識と理解が深まるような、世代に応じた、また、原体験に学ぶことのできる教育や啓発、情報提供の取り組みを推進します。

●感染症に関する正しい知識を深めるための啓発推進

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの感染症患者に対する正しい知識と理解が深まるような、教育・啓発活動に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの感染症患者に対する差別や偏見を解消し、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）などの感染症についての正しい知識と理解を得るため、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間等の教育・啓発活動を国や県等と連携を図りながら推進します。

●感染症に対する従事者の人権に関する啓発活動の推進

感染症に対応している医療や介護者等の従事者やその家族などの人権に関する啓発活動を推進します。また、適切な労働環境の整備・確保を支援し、正確な情報の提供に努めます。

●生活支援の推進

感染症患者・元患者やその家族がこれまで通り安心して住み慣れた地域で暮らせるように生活支援を推進します。

●相談窓口の周知

県や国等の相談窓口を広く市民に周知します。

8 インターネット上の人権施策の推進

(1) 現状と課題

インターネットは高速情報通信ネットワークの急激な発展に伴い、社会のあらゆる場面まで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものとしています。

しかし一方では、発信の匿名性を利用した誹謗中傷^{ひぼう}の表現や差別を助長する表現等の情報が氾濫し、人権に関わる大きな問題も多発しています。

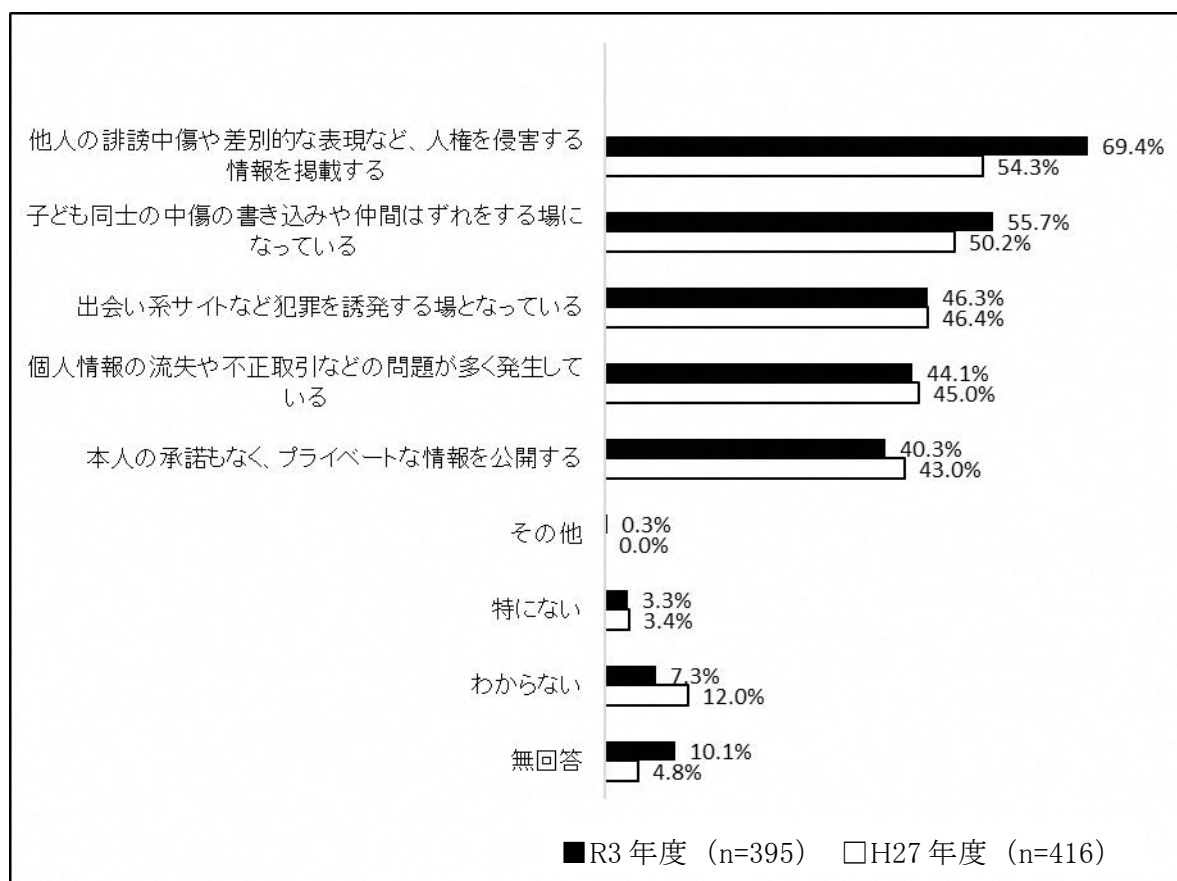
近年、インターネット上では、差別的な書き込みなどにより、不当な差別的取り扱いを助長・誘発するなど新たな問題も起こっています。

特に、新型コロナウイルス感染症患者やその家族や医療関係者などに対しての、インターネット上における匿名の掲示板での誹謗中傷や嫌がらせなどの書き込みなど社会問題となっている状況です。

また、情報化の発達は大変かつ広範な情報の処理と伝達を容易としている反面、個人情報が無断で大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権益が簡単に侵害される事象も起きています。

このようなことから、家庭や地域、学校、職場等といったあらゆる場において、被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上の注意点やインターネットの危険性、利用時のマナーやルール等、情報モラルに関する教育を重視し、学習機会を充実させていく必要等があります。

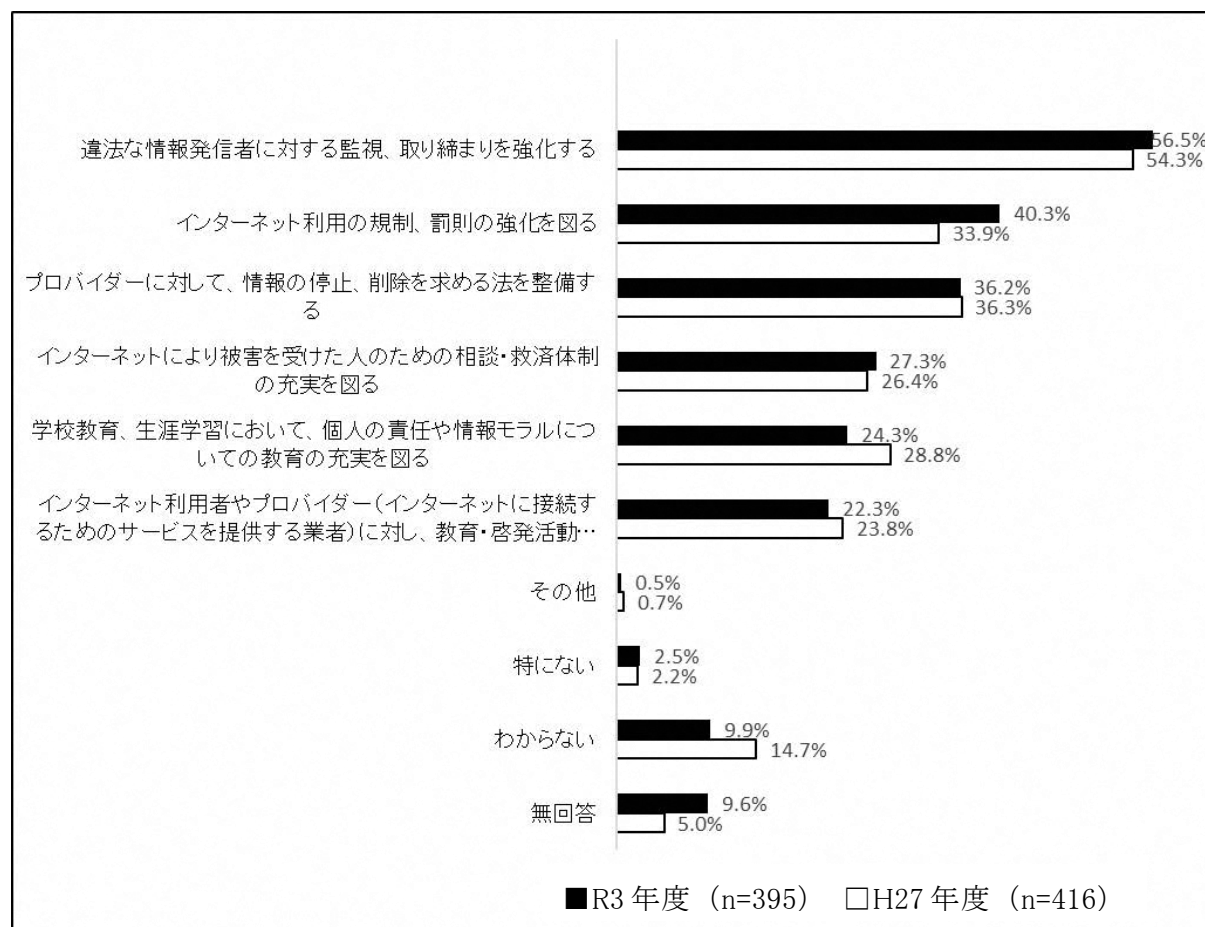
市民意識調査結果：インターネット上の人権に対する問題点について



「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を掲載する」(69.4%)が最も高くなっています。次いで、「子ども同士の中傷の書き込みや仲間はずれをする場になっている」(55.7%)が5割台、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている」(46.3%)、個人情報の流出や不正取引などの問題が多く発生している」(44.1%)、本人の承諾もなく、プライベートな情報を公開する」(40.3%)が4割台で続きます。

前回調査と比較すると、「他人の誹謗中傷や差別的な表現など、人権を侵害する情報を掲載する」が大きく増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症患者とその家族に対して、プライバシーを侵害するような事例が数多く報道されていることやインターネット上での匿名掲示板での差別的な書き込みなどが影響していると考えられます。

市民意識調査結果：インターネット上の人権侵害を無くするために必要なことについて



「違法な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」（56.5％）が最も高くなっています。次いで、「インターネット利用の規制、罰則の強化を図る」（40.3％）が4割台、「プロバイダーに対して、情報の停止、削除を求める法を整備する」（36.2％）が3割台で続きます。

前回調査と比較すると、「インターネット利用の規制、罰則の強化を図る」が大きく増加しています。インターネット上における匿名の掲示板での誹謗中傷や差別的な書き込みなどが後をたたないことから、利用の規制や罰則の強化を求めている者が多くなっている状況です。

(2) 今後の方針・取組

インターネット上での人権侵害を発見した際には、憲法に保障された表現の自由に配慮しながら、発信者へ通告する等の喚起に努め、あるいは、警察等と連携しプロバイダー等に対して侵害情報等の停止・削除を申し入れる等の対応を検討します。

また、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の取り組みを推進するとともに人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知に努めます。

●情報モラル教育の充実

学校における情報教育の場において、技術や使い方の指導だけでなく、利用者のモラルやエチケットの向上を図る内容を積極的に取り入れていきます。

●正しい利用法の教育・啓発の推進

利用上のルールやモラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発に努め、インターネットの正しい利用方法について、認識と理解を深める教育・啓発を進めていきます。

●子どもたちを有害な情報から守るための取組の推進

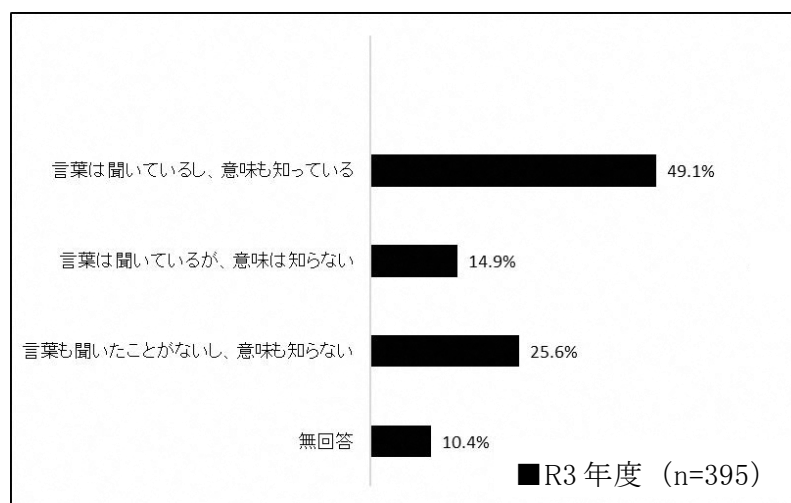
子どもたちを有害な情報から守るために、学校、家庭、地域などとの連携により、インターネットに対する認識を高める取組を推進します。

9 性的少数者等の人権施策の推進

(1) 現状と課題

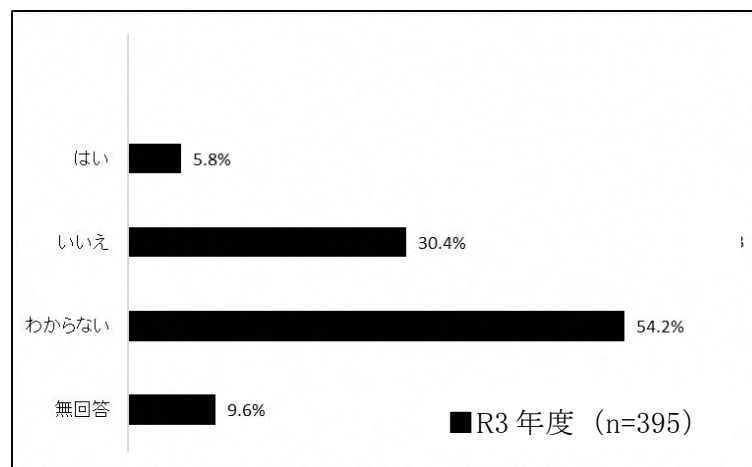
性的少数者については、性同一性障害や人の性愛の向かい方である性的指向等に関して、市民の正しい理解が求められています。性的少数者は、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。このため、このような人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

市民意識調査結果：性的少数者、性的マイノリティ、LGBT という言葉の認知度



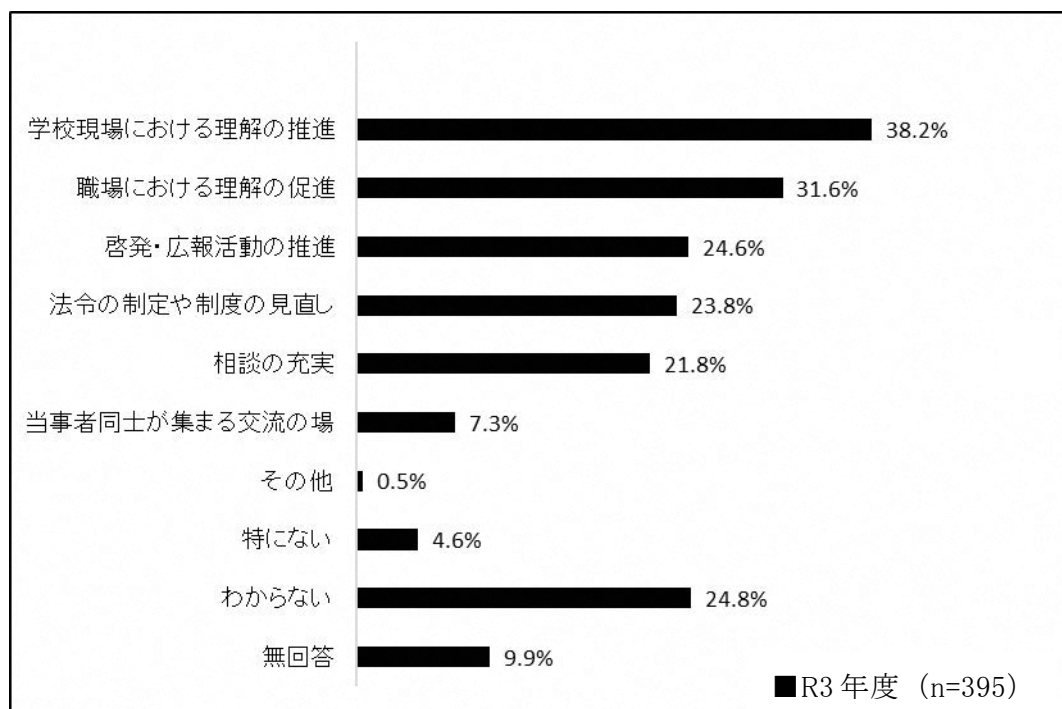
「言葉は知っているし、意味も知っている」という人が全体の半数いる反面、「言葉も聞いたことがないし、意味も知らない」という人が全体の4分の1いるという結果となりました。

市民意識調査結果：あなたの周りに性的少数者はいますか？



「はい」と回答した人は5.8%であったが、「わからない」と回答した者も半数以上という結果になりました。

市民意識調査結果：性的少数者の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますか。



「学校現場における理解の促進」(38.2%)が最も高くなっています。次いで、「職場における理解の促進」(31.6%)が3割台で続きます。

性的少数者（LGBT）の人権を守るためには、学校現場や職場などにおける理解の促進が大切だと考える人が多い状況でした。性的少数者（LGBT）の理解を促進するために、当事者からの話を聞く場面など理解に向けた啓発活動が大切であると考えます。

(2) 今後の方針・取組

性的少数者、性的マイノリティ、LGBT などという言葉について、市民意識調査の結果では6割を超える人が知っているという回答ではあるが、実際に周りでそのような人がいると答えた人が1割以下という結果からわかるように、まだ身近な問題として把握している人が少ないという現状があります。

性的少数者、性的マイノリティ、LGBT などの人について、まず十分理解していくことが大切なことであるため、様々な機会を通して啓発活動を推進していく必要があります。

また、性的少数者、性的マイノリティ、LGBT などの人が偏見なく地域で生活していけるような体制を整えるとともに、それを理由として人権侵害を受けた場合の相談窓口の周知に努めます。

●性的少数者への人権侵害に関する啓発活動の推進

性的少数者、性的マイノリティ、LGBT などを理由とした差別や偏見などに対して、すべての市民や企業を対象とした啓発活動を推進します。

●相談体制の充実

国・県などと連携して、相談体制の充実を図ります。

●行政による取組の推進

公共サービスの提供や社会基盤の整備、社会保障などにおいて、性的少数者、性的マイノリティ、LGBT などの状況などにかかわらず、誰もがその地域で暮らしやすいまちになるように努めます。

10 身元調査に関する人権施策の推進

(1) 現状と課題

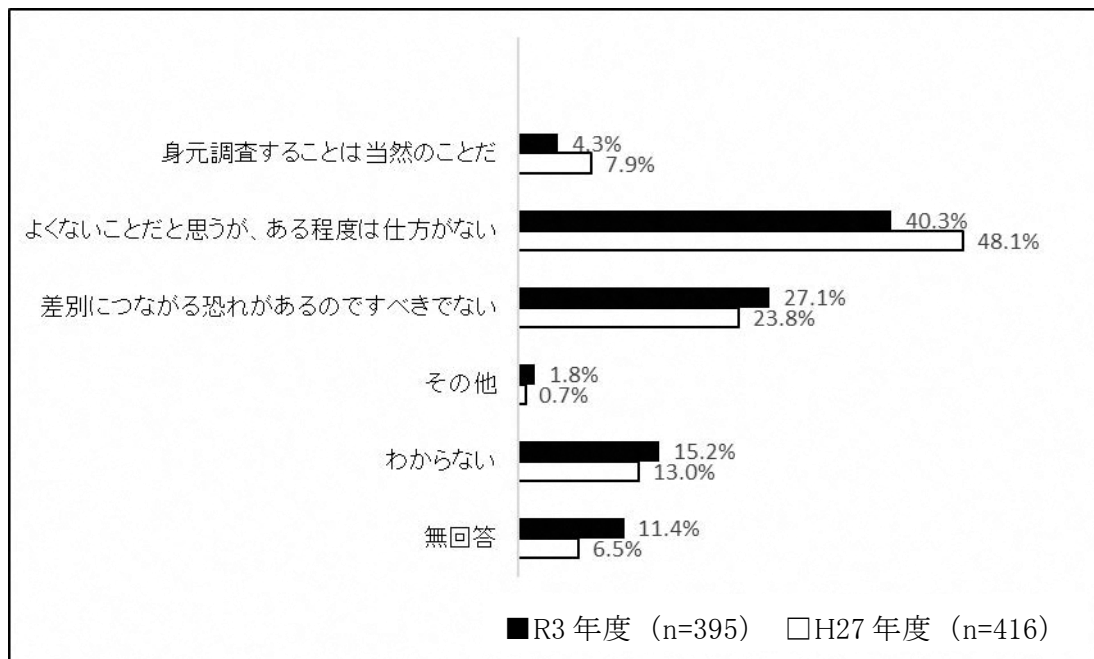
全国的には特定 8 業種^{*}に認められた職務上請求制度を利用した、戸籍謄本や住民票の不正請求や悪質な取得といった差別につながる恐れのある身元調査事件は後を絶ちません。

また、市民意識調査内でも、＜身元調査実施の是非＞について、「よくないことだ」と思うが、ある程度は仕方がない」や「身元調査することは当然のことだ」と考える人は全体の 4 割強であり、前回調査の全体の 5 割強から 1 割ほど改善してはいるが、憂慮すべき結果となっています。

このようなことから、今後も、事業者・職場をはじめ、学校、地域等の各場面における教育や研修を通し、身元調査が引き起こす差別の恐れに対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取り組みを進める必要があります。

◆身元調査とは、本人の意に反して行われる他人の身元（本籍、経歴、家庭環境、思想・信条、資産等）を調べることです。従業員の採用、結婚、金銭消費貸借等の際に行われることが多く、^{こうしんじょ}興信所（探偵）等民間の機関に依頼して調査することもあります。

市民意識調査結果：身元調査の実施について



「身元調査をすることは当然だ」（4.3%）、「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がない」（40.3%）であり、前回調査と比較してともに減少しました。また、「差別につな

がる恐れがあるのですね」(27.1%)であり、前回調査と比較して増加しました。

前回調査と比較して、「身元調査をすることは当然だ」、「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がない」が合わせて4割強であり、1割ほど改善しています。また、「差別につながる恐れがあるのですね」が2割強であり、前回調査より増加していることから、身元調査実施の是非については、改善が見られます。

(2) 今後の方針・取組

特に就職時における採用選考においては、身元調査を行ったり、本人の能力や適性とは関わりのないことを選考の際に質したりすること等がないように事業者・職場に向けた公正な採用選考の実施を継続的に働きかけていきます。また、前出の同和問題に関する人権施策の推進の取り組みとも密接な連携を保ちながら、個人情報保護の観点からも不正請求・悪質利用等の防止への取り組みを推進します。

●人権教育・啓発活動の推進

身元調査が根絶される社会の実現を目指し、事業者・職場や各行政機関や民間団体・市民と連携し、人権教育や啓発活動を推進していきます。

●公正な採用選考の周知

公正な採用選考の趣旨について、ハローワークや商工会等関係機関と連携しながら、周知に努めます。

●登録型本人通知制度の周知と推進

住民票の写し等の不正取得による、個人の権利の侵害を抑止及び防止するため、制度を市民に周知するとともに登録の推進に努めます。

◆
※特定8業種 … 「八士業」の資格を持った者で、弁護士、海事代理士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士（順不同）のこと。

11 その他の人権施策の推進

(1) 現状と課題

これまで述べてきた人権問題のほかにも様々な人権問題があります。

【新潟水俣病患者等の人権】

1965（昭和 40）年に発生した新潟水俣病については、57 年を経過した今でも、多くの人が元に戻らない身体と差別や偏見に苦しめられています。

水俣病は、公害の原点と呼ばれ、戦後の高度経済成長期に発生した四大公害病の一つです。水俣病はメチル水銀が、工場排水といっしょに流出され、その排水によって魚介類が汚染され、その魚介類を食べた鳥獣類等が発病し、その後、人間にまで被害が及びました。水俣病の主要な症状としては、手足の感覚障害や運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害、言語障害等の神経症状があります。また、妊婦の胎盤を通ったメチル水銀が胎児に影響を及ぼした結果、生まれながらに水俣病症状をもった胎児性水俣病といった事例もあります。

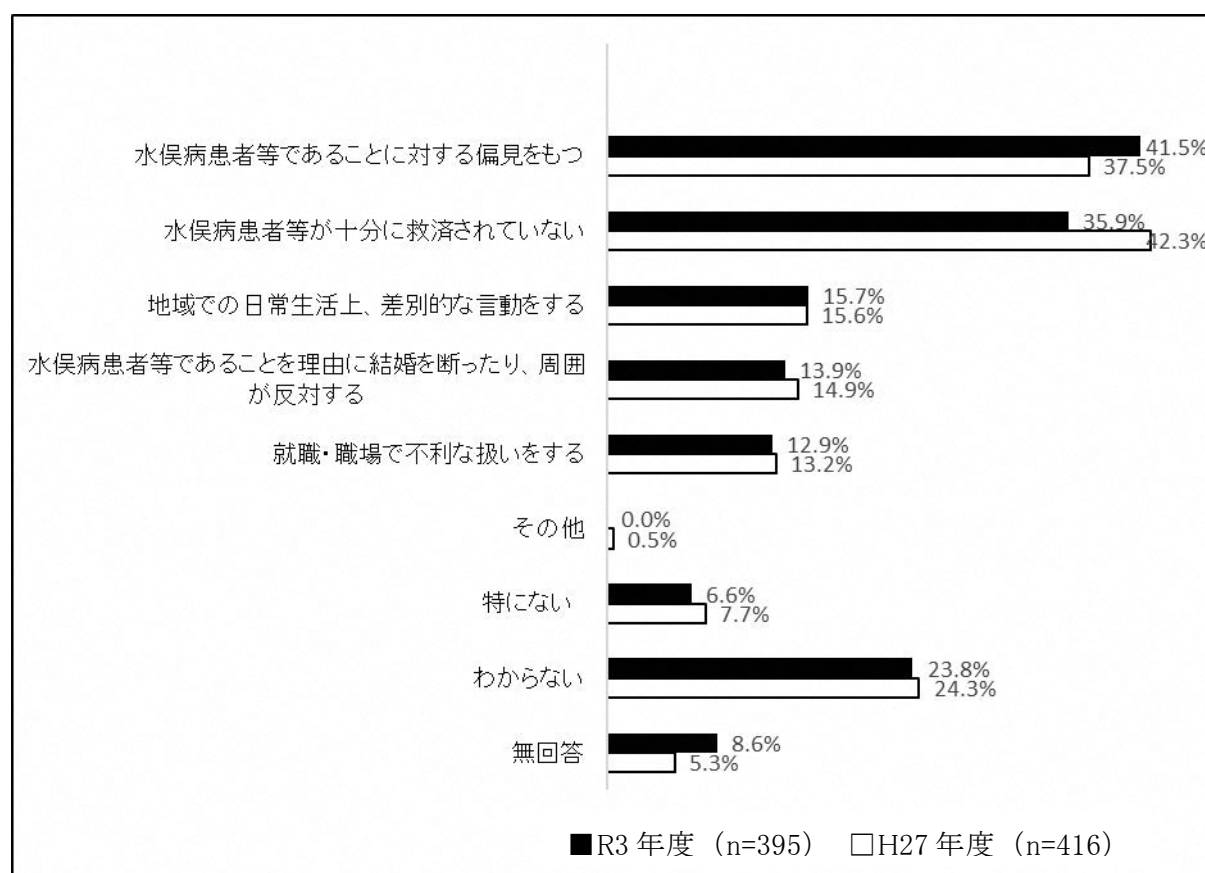
新潟水俣病問題は、阿賀野川流域における環境破壊や健康被害を招いたばかりでなく、差別や偏見、^{ひぼう}誹謗中傷等の問題も発生させました。水俣病は伝染する、遺伝するなど誤解され、様々な差別がありました。

その後、水俣病患者は、救済を求めて原因企業のチッソに対して交渉を行うようになり、補償金等が支払われ始めると、今度はチッソ関係者より水俣病患者に対しての中傷も発生しました。

これら差別や偏見、誹謗中傷等は、水俣病に関する正確な情報が発信されず、誤った情報が広がったせいでもあります。水俣病患者は、肉体的な苦痛ばかりでなく、差別、偏見、誹謗中傷により精神的にも苦しめられることとなりました。

新潟水俣病は、産業理念や自然環境保全の意識、社会のあり方を後世に伝えるべき大きな教訓です。

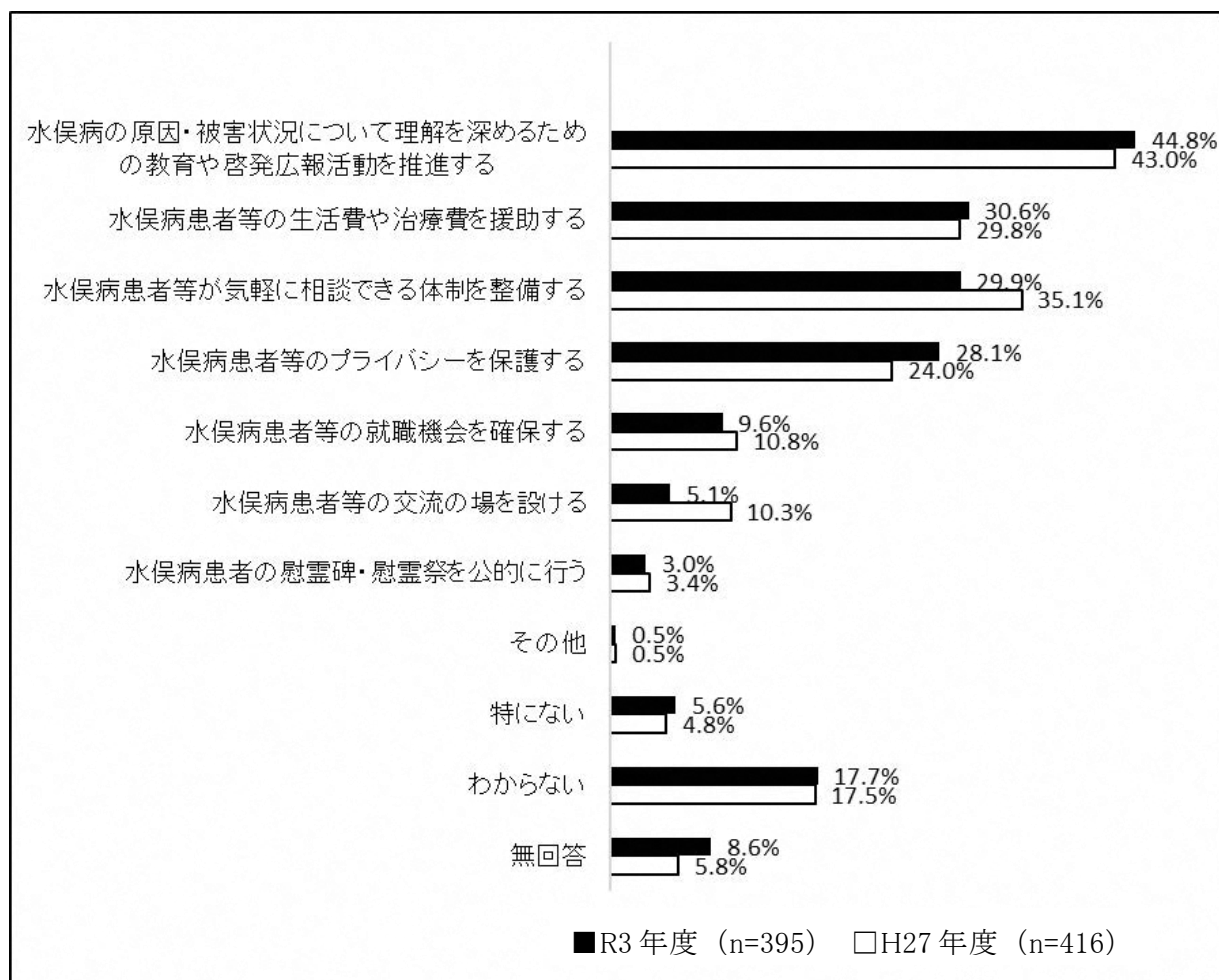
市民意識調査結果：新潟水俣病患者等の人権に対する問題点



「水俣病患者等であることに対する偏見を持つ」（41.5％）が最も高くなっています。次いで、「水俣病患者等が十分に救済されていない」（35.9％）が 3 割台で続きます。

前回調査と比較すると、「水俣病患者等であることに対する偏見を持つ」が増加しています。また、「水俣病患者等が十分に救済されていない」が大きく減少しました。

市民意識調査結果：新潟水俣病患者等の人権を守るために必要なこと



「水俣病の原因・被害状況について理解を深めるための教育や啓発広報活動を推進する」(44.8%)が最も高くなっています。次いで、「水俣病患者等の生活費や治療費を援助する」(30.6%)が3割、「水俣病患者等が気軽に相談できる体制を整備する」(29.9%)、「水俣病患者等のプライバシーを保護する」(28.1%)が2割台で続きます。

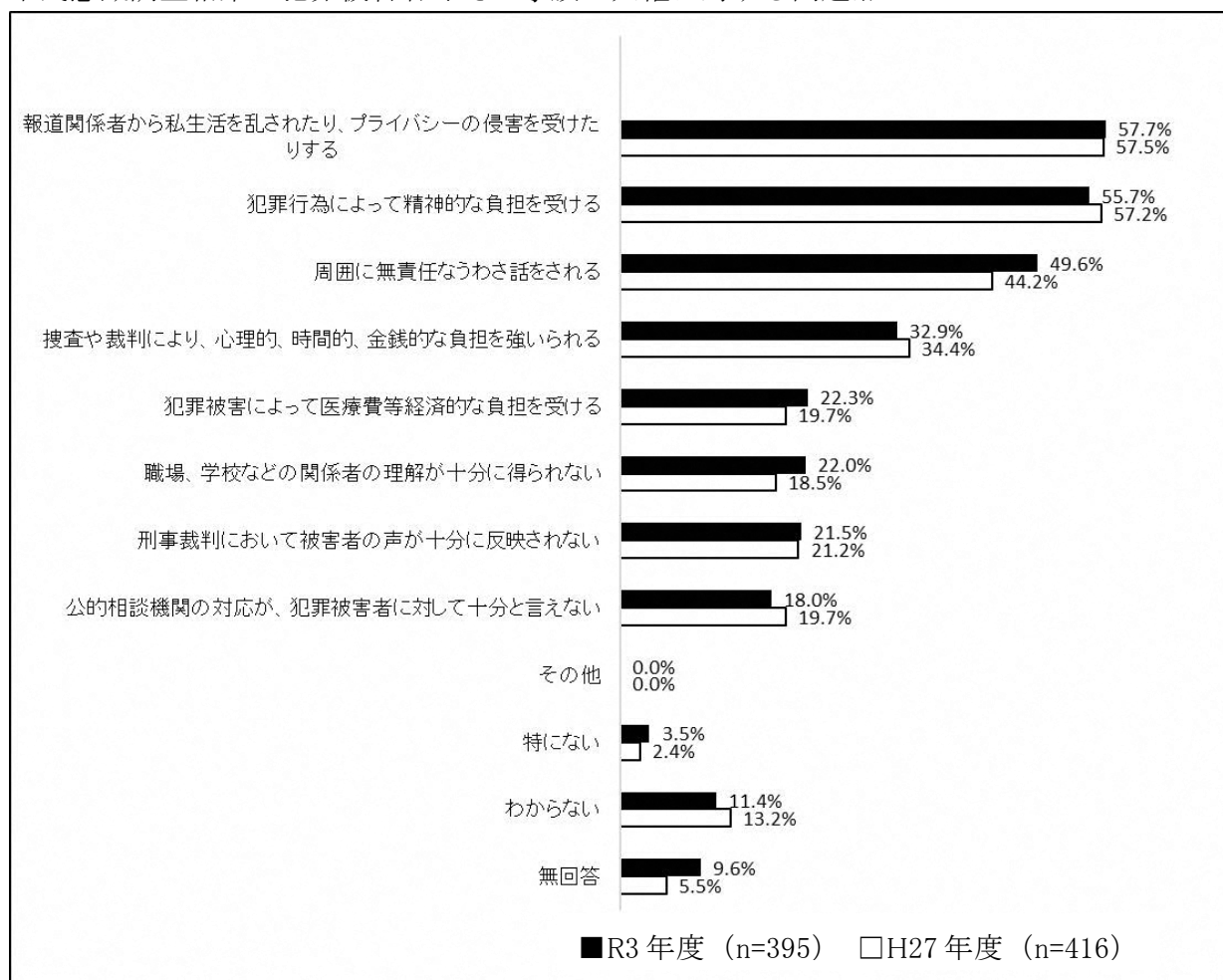
前回調査と比較すると、「水俣病の原因・被害状況について理解を深めるための教育や啓発広報活動を推進する」、「水俣病患者等のプライバシーを保護する」が増加しています。また、「水俣病患者等の交流の場を設ける」、「水俣病患者等が気軽に相談できる体制を整備する」が減少しました。

【犯罪被害者やその家族の人権】

犯罪被害者については、犯罪被害者やその家族は、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、周囲の人々の言動やマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、私生活の侵害等、二次的被害の問題も指摘されています。我が国では、2004（平成16）年12月に犯罪被害者等の権利権益の保護を図るための「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法律に基づいて現在は「第2次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、着実な施策がなされています。

また、県では2020（令和3）年4月に「新潟県犯罪被害者等支援条例」が制定されました。市においても相談窓口など支援体制の整備に努めています。

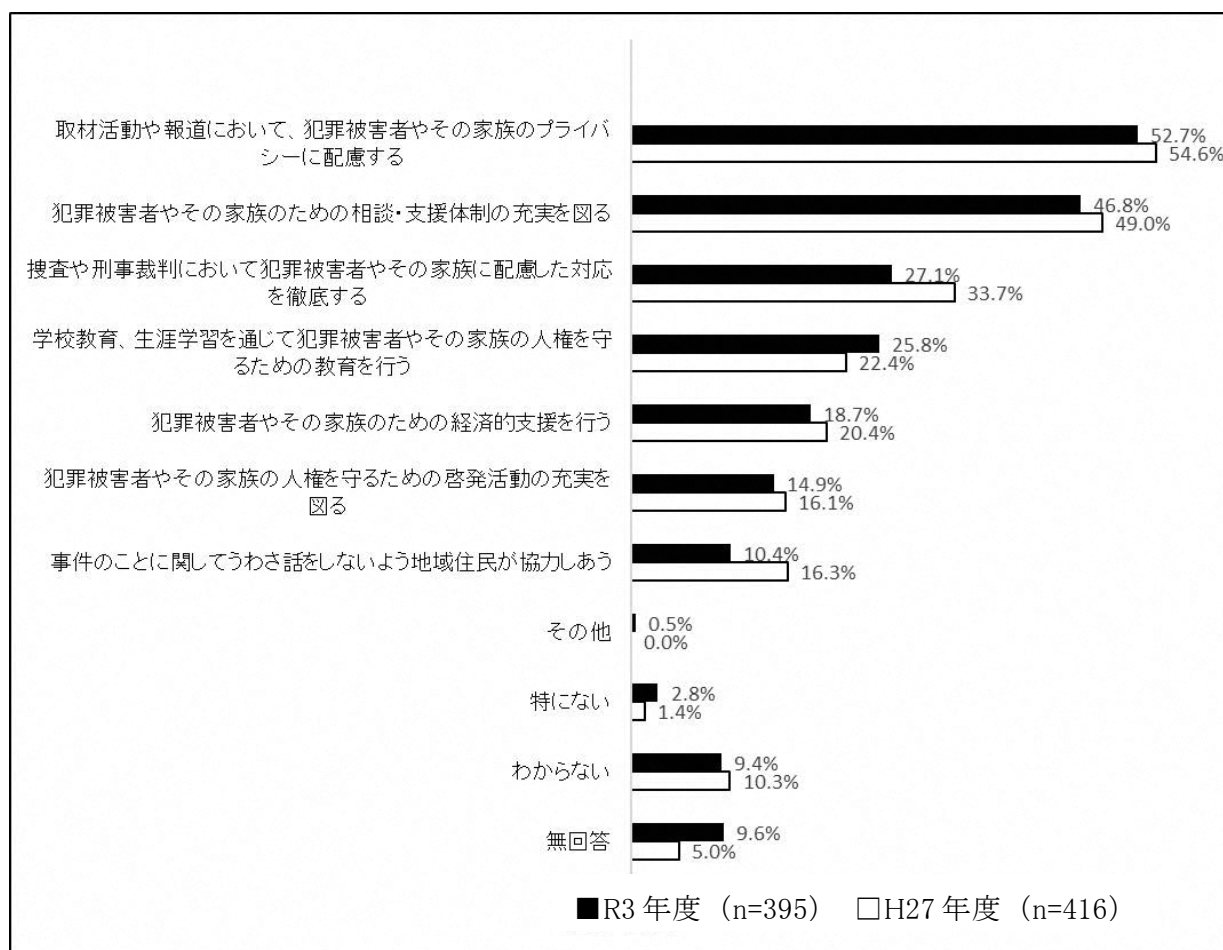
市民意識調査結果：犯罪被害者やその家族の人権に対する問題点



「報道関係者から私生活を乱されたり、プライバシーの侵害を受けたりする」（57.7%）が最も高くなっています。次いで、「犯罪行為によって精神的な負担を受ける」（55.7%）が5割台、「周囲に無責任なうわさ話をされる」（49.6%）が4割台で続きます。

前回調査と比較すると、大きく増減した項目はありませんでした。

市民意識調査結果：犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要なこと



「取材活動や報道において、犯罪被害者やその家族のプライバシーに配慮する」(52.7%) が最も高くなっています。次いで、「犯罪被害者やその家族のための相談・支援体制の充実を図る」(46.8%) が 4 割台で続きます。

前回調査と比較すると、「学校教育、生涯学習を通じて犯罪被害者やその家族の人権を守るための教育を行う」が増加しています。また、「捜査や刑事裁判において犯罪被害者やその家族に配慮した対応を徹底する」、「事件のことに关してうわさ話をしないよう地域住民が協力しあう」が減少しました。

【アイヌの人々についての人権】

北海道等に先住していた民族であるアイヌの人々については、明治以降の同化政策の中で、独自の伝統や文化を制限・禁止されていた時期がありました。このような問題を解決しようと国は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、懇談会を設置するなど人権教育・啓発に取り組んでいます。

【刑を終えて出所した人についての人権】

刑を終えて出所した人については、周囲の偏見や差別意識があり、就職や入居等の面で社会に受け入れられにくい等の厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。現在、国では、偏見や差別の解消に向けた啓発活動の推進が図られています。

【拉致被害者についての人権】

北朝鮮による拉致問題等については、人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますがいまだ解決には至っていません。また、拉致家族が帰国後に安心して暮らせる対応も必要とされています。その一方で、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせ等の問題も発生しています。

また、拉致問題を過去のものとして風化させることのないよう、拉致問題に関心を持ち、認識を深めていくことが大切です。

【自死遺族についての人権】

自死遺族については、自殺理由に関する周囲の奇異な目や誤解等によって、自殺で亡くなったことを周囲に話せず、地域社会から孤立せざるを得ない方が多いと推察されます。周囲の人や支援者が自死遺族への理解を深め、偏見や誤解をなくし、適切な対応をとる必要があります。

【東日本大震災に起因する人権問題】

東日本大震災に起因する人権問題については、未曾有の大災害に加えて、福島第一原子力発電所の事故により、いまだに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難生活先等においては風評に基づく差別的取り扱いを受ける等、人権にかかわる深刻な人権問題が発生しています。放射性物質の影響など風評に惑わされず冷静な判断ができるよう、教育・啓発を進めていくことが大切です。

【ホームレスの人たちについての人権問題】

ホームレスの人たちについては、2002（平成 14）年 8 月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、2003（平成 15）年、同法に基づく「ホームレスの自立支援等に関する基本指針」を策定しました。自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人たちへの支援等を定めています。

また、ホームレスに対する偏見や差別を解消していくための教育・啓発とともに、相談支援体制を充実させ、ホームレスからの自立や新たにホームレスになる人を未然に防ぐ必要があります。

【その他の人権問題】

このほか、経済的事実により義務教育課程を修了できずに、読み書きが十分にできない人たちやワーキングプア（働く貧困層）のように近年社会問題となっている事象もあります。社会の変化に伴って生じた多様な人権問題の解決が広く求められています。

(2) 今後の方針・取組

本市は、様々な人権問題に関してもその状況変化に留意し、すべての人々の人権を尊重する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を根絶するために人権教育・啓発の取り組みを推進するとともに、人権を尊重する意識の高揚に努めます。

第5章 計画の推進

人権課題の解決を目指し、差別や偏見の解消を目的とする「見附市人権教育・啓発推進計画」を実効あるものにするために、次のとおり計画を推進します。

1 庁内推進体制の整備

本計画に基づき人権教育・人権啓発を着実に推進するために、全庁的に人権課題や人権問題に関する情報を共有し、緊密な連携を図ります。男女共同参画、高齢者、障がい者等の個別計画を策定している部署については、本計画との整合を図り、人権尊重の視点からそれぞれの施策を推進します。

また、行政内に「見附市人権教育・啓発推進計画推進会議」を設置します。

2 職員研修の充実

(1) 行政職員等

職員一人ひとりが確かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるように努めます。また、市の施設の指定管理団体等の職員に対しても、研修会の情報提供を行う等支援を行います。

(2) 教職員

特に子どもと接する機会が多い教職員は、毎年^{しっかい}悉皆の研修会を実施し、人権意識を高め、人権教育の推進を図ります。また、家庭や地域との連携を深め、人権課題の解決に積極的な役割が果たせるように努めます。

(3) 福祉・保健・医療・消防・防災関係職員

特に、福祉・保健・医療・消防・防災関係職員は、生命や健康、生活を守るという重要な役割を担っています。そのために、職務内容に応じて相手の立場に立った、きめ細かな人権感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、人権意識の高揚に努めます。

3 関係機関等との連携

国や県はもとより、新潟地方法務局長岡支局、中越地域人権啓発活動ネットワーク協議会、長岡人権擁護委員協議会等の関係機関と連携を図りながら、地域の実態に即した効果的な教育・啓発等に努めます。

また、NPOボランティア団体等の活動支援に努め、また、民間団体の発想等を人権啓発活動に活用する等して、連携強化を図った啓発活動に努めます。

4 計画の評価と見直し

庁内に設置する「見附市人権教育・啓発推進計画推進会議」でPDCAサイクルによる継続的改善の考え方に基づき、本計画の点検・評価・見直しを図ります。

計画の見直し等の節目に際しては、市民意識アンケートの実施等により計画の進捗状況を把握するとともに、市民の声として反映させます。

また、事業の進捗状況を点検と評価する「見附市人権教育・啓発推進計画推進会議」を母体とする委員会を設置し、毎年度検証を行います。

■ 資料編

○世界人権宣言

○日本国憲法（抜粋）

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

○部落差別の解消の推進に関する法律

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

取組の推進に関する法律

○策定までの経過

- 1 見附市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿
- 2 策定の経緯

○主な相談窓口

世界人権宣言

1948（昭和 23）年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- ① すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- ② さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

① 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

② 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

① すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

② すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

① すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

② この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- ① すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- ② 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- ① 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- ② 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- ③ 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- ① すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- ② 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えたと否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 ① すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

- ② 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- ① すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- ② すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- ③ 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- ① すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- ② すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- ③ 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- ④ すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- ① すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- ② 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- ① すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- ② 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- ③ 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- ① すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- ② すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- ① すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- ② すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- ③ これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

1946（昭和 21）年 11 月 3 日公布

前文

国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条【基本的人権の享有】国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第 15 条【公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙・秘密投票の保障】公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条【請願権】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 18 条【奴隷的拘束及び苦役からの自由】何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。

又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条【思想及び良心の自由】思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条【信教の自由】信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条【居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由】何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条【学問の自由】学問の自由は、これを保障する。

第 24 条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第 25 条【生存権、国の生存権保障義務】すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条【教育を受ける権利、教育の義務】すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条【労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止】すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条【労働者の団結権】勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条【財産権の保障】財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条【法定の手続きの保障】何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条【裁判を受ける権利】何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条【逮捕の要件】何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条【抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障】何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。

又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条【住居の不可侵】何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 (略)

第 10 章 最高法規

第 97 条【基本的人権の本質】この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成 12）年 12 月 6 日

（法律第 147 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2013（平成 25）年法律第 65 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項

五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするようにしなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関

係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成 28）年法律第 109 号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組 の推進に関する法律

2016（平成 28）年法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

-
- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

策定までの経過

1 見附市人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿

任期：2021（令和3）年7月20日から計画策定の日まで

	役職	氏名	所属等
1	委員長	秋山 正道	元 新潟産業大学教授
2	副委員長	高橋 道子	見附市小学校校長会（田井小）
3	委員	金安 良則	障害者自立支援協議会 会長 （新潟県中越福祉事務組合）
4	委員	土田 秀	人権擁護委員
5	委員	寺尾 洋子	見附市民生委員児童委員連絡協議会
6	委員	村井 良一	部落解放・人権政策確立要求新潟県実行委員会 会長
7	委員	松尾 和浩	新潟県人権同和センター 事務局長
8	委員	脇本 正評	部落解放同盟新潟県連合会 専門委員
9	委員	柴嶺 公枝	男女共同参画事業推進懇談会
10	委員	五十嵐 信明	三条公共職業安定所雇用指導官
11	委員	伊藤 恵理子	長岡地域振興局健康福祉環境部医薬予防課保健予防係長

2 策定の経緯

期 日	項 目	内 容
令和3年7月20日	第1回計画策定委員会	○委員長・副委員長の選任 ○計画の策定について (策定体制、スケジュールなど) ○人権に関する市民意識調査設問案について ○計画の骨子案について
令和3年10月25日 ～令和3年11月8日	人権に関する市民意識調査	○人権に関する市民意識調査の実施 (満18歳以上の市民1,000人対象)
令和4年1月20日	第2回計画策定委員会	○人権に関する市民意識調査の結果について ○計画案の検討
令和4年2月10日	第3回計画策定委員会	○計画案の検討（書面開催）
令和4年2月24日 ～3月25日	パブリックコメント	○計画に対する意見の公募
令和4年3月29日	第4回計画策定委員会	○計画の最終案について
令和4年3月		○見附市人権教育・啓発推進計画 (改訂版)の公表

主な人権相談窓口

2022(令和4)年3月31日現在

【常設相談窓口】

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
人権相談	見附市	見附市昭和町 2-1-1 ☎0258-62-1700	人権相談、市民相談、消費生活相談等相談全般
みんなの人権 110番(法務局 人権相談)	新潟地方法務局 長岡支局	長岡市千歳 1-3-91 ☎0570-003-110(全国共通) (☎0258-33-6901)	差別、いやがらせ、いじめなど人権に関する相談

【女性の人権相談窓口】

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
新潟県男女平等推進相談	新潟県男女平等推進相談室	新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階 ☎025-285-6605	性別による差別的取扱い等に関する相談
DV 相談	DV 相談プラス	☎0120-279-889(つなぐ・はやく) http://soudanplus.jp/	DV に関する無料相談
新潟県女性福祉相談所	新潟県	新潟市中央区新光町 4-1 ☎025-381-1111	困難を抱える女性の福祉に関する相談
男女平等推進に関すること	ウィルながおか相談室	長岡市大手通 2-2-6 長岡市民センター2 階 ☎0258-39-9357	仕事、職場、家庭、からだについての悩み
女性の人権ホットライン	新潟地方法務局	新潟市中央区西大畑町 5191 ☎0570-070-810(全国共通)	女性の人権全般に関する相談
性犯罪被害相談電話	新潟県警察本部	新潟市中央区新光町 4-1 ☎#8103(ハートさん)	性犯罪や性的いやがらせなどの相談
女性電話相談 ホットライン	特定非営利活動法人女のスペース・ながおか	☎0258-38-0456	セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権全般に関する相談

【子どもの人権相談窓口】

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
児童相談	長岡児童相談所	長岡市沖田 1-237 ☎0258-35-8500 ☎0120-189-783 (いちはやく・おなやみを)	虐待、いじめ、不登校などの相談
子どもの人権 110 番	新潟県方法務局	新潟市中央区西大畑町 5191 ☎0120-007-110(全国共通・無料)	いじめ、体罰、不登校、虐待など 子どもの人権に関する相談
青少年育成相談	見附市青少年育成センター	見附市学校町 2-7-9 みつけ伝承館 2 階 ☎62-5739	青少年育成に関する相談
24 時間 子供 SOS ダイアル	新潟県教育庁	新潟市新光町 4-1 ☎0120-0-78310 (なやみいおう)	いじめ・不登校に関する 24 時間 電話相談
新潟県いじめ 相談電話	新潟県教育庁	新潟市新光町 4-1 ☎025-285-1212	いじめ・不登校に関する電話相談
生徒指導課い じめ対策室	新潟県教育庁	新潟市新光町 4-1 ☎025-280-5124	いじめ・不登校に関する電話相談
いじめ相談メール	新潟県教育庁	新潟市新光町 4-1 E メール: ijime@mailsoudan.org	いじめ・不登校に関するメール相談
子どものなやみ ごと相談ダイアル	新潟県弁護士会	☎0120-66-6310	学校生活や家庭生活の悩みごと 相談

【障がい者の人権相談窓口】

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
障がい者相談	障がい者支援センターあさひ	見附市学校町 1-16-15 ネーブルみつけ内 ☎090-1695-1350	障害福祉や障がい者の人権全般に関する相談
	相談支援事業所すきっぷ	見附市本町 2-3-7 障害者地域生活支援センター まちなかまごころ分室内 ☎62-2181	
	障害者相談支援センターえがお	見附市熱田町字新屋 166-1 障害福祉サービス事業所みつけワークス内 ☎080-8728-6338	

【高齢者の人権相談窓口】

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
地域包括支援センター	地域包括支援センター中央	見附市学校町 2-13-31 特別養護老人ホーム 太平園内 ☎63-3555	高齢福祉や高齢者の人権全般に関する相談
	地域包括支援センター南	見附市緑町 20-1 特別養護老人ホーム 古志乃里内 ☎62-1750	
	地域包括支援センター西	見附市本所 1-25-52 ふるまいプラザ内 ☎62-3345	
	地域包括支援センター今町	見附市坂井町 81-1 デイサービスセンター 坂井園内 ☎61-5221	
高齢者の人権相談	新潟県高齢者総合相談センター	新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階 ☎025-285-4165	高齢者に関する総合相談

【その他の人権相談窓口】

相談窓口	実施機関	所在地・電話番号	内容
調停等の手続き案内	新潟家庭裁判所 長岡支部	長岡市三和 3-9-28 ☎0258-35-2141	家事、民事事件の調停等の手続き案内
三条総合労働相談コーナー	新潟労働局	三条市塚野目 2-5-11 ☎0256-32-1150	解雇・雇止め等の他、募集・採用・いじめ等労働問題に関する相談
新潟いのちの電話	社会福祉法人新潟いのちの電話	長岡 ☎0258-39-4343 新潟 ☎025-288-4343	自殺をはじめとした精神的危機に直面した際の電話相談
インターネット上の違法・有害情報相談センター	違法・有害情報相談センター (総務省支援事業)	URL: http://www.ihaho.jp/ (トップページ)	インターネット上の違法・有害情報に関しての情報提供や相談等
外国語人権相談ダイヤル Foreign-language Human Rights Hotline.	総務省 Ministry of Justice	☎0570-090-911 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語に対応	電話相談 Telephone consultation

見附市人権教育・啓発推進計画（改訂版）

見附市 市民生活課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

電話 0258（62）1700